

高知県消防広域化基本計画あり方検討会

第2回財務部会

日時：令和7年8月7日（木）13時30分～15時30分

場所：高知県庁本庁舎 3階東 防災作戦室

次 第

1 開会

2 高知県危機管理部長あいさつ

3 議事

- (1) 第1回専門部会でのご意見と対応について 【資料1】
- (2) 主な協議・意見交換事項 【資料2～4】
- (3) 意見交換
- (4) 奈良県広域消防組合消防本部への質疑・応答 【資料5】

4 閉会

配布資料

委員名簿

出席者名簿

配席図

【資料1】 第1回専門部会でのご意見と対応について	P 1～16
【資料2】 高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格（目次）	P 17
【資料3】 主な協議・意見交換事項	P 18～35
【資料4】 高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格（素案）	P 36～37
【資料5-1】 消防の広域化によって「得たもの」と「失ったもの」 ～奈良県広域消防組合 11年間の歩み～	P 38～72
【資料5-2】 質疑回答（奈良県広域消防組合）	P 73～82

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 財務部会 委員名簿

(敬称略)

通し番号	所属	職名	氏名
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田 知也
2	土佐市	市長	板原 啓文
3	香南市	市長	濱田 豪太
4	東洋町	町長	長崎 正仁
5	奈半利町	町長	竹崎 和伸
6	芸西村	村長	松本 巧
7	土佐町	町長	和田 守也
8	佐川町	町長	片岡 雄司
9	梼原町	町長	吉田 尚人
10	大月町	町長	岡田 順一
11	高知市消防局	消防局長	中城 純一
12	香美市消防本部	消防長	野口 正一
13	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人
14	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第2回財務部会 出席者名簿

○財務部会委員

(敬称略)

通し番号	所属	職名	氏名	出欠等	
				出席	欠席
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田 知也	○	
2	土佐市	市長	板原 啓文	○(オンライン) 代理:副市長 片山 淳哉	
3	香南市	市長	濱田 豪太	○(オンライン) 代理:香南市消防長 鹿野 博三	
4	東洋町	町長	長崎 正仁	○	
5	奈半利町	町長	竹崎 和伸	○	
6	芸西村	村長	松本 巧	○(オンライン) 代理:副村長 都築 仁	
7	土佐町	町長	和田 守也	○	
8	佐川町	町長	片岡 雄司		○
9	梼原町	町長	吉田 尚人	○	
10	大月町	町長	岡田 順一	○(オンライン) 代理:総務課長 大野 三鈴	
11	高知市消防局	消防局長	中城 純一	○	
12	香美市消防本部	消防長	野口 正一	○	
13	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人	○	
14	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正	○	

○その他委員

(敬称略)

通し番号	所属	職名	氏名	出席方法
15	室戸市	市長	植田 壮一郎	オンライン
16	室戸市消防本部	消防長	多田 周平	オンライン
17	安芸市消防本部	消防長	久川 陽	オンライン
18	高岡北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘 信也	オンライン
19	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤 実	オンライン
20	嶺北広域行政事務組合消防本部	消防長	川村 諭	オンライン
21	中芸広域連合消防本部	消防長	竹内 誠祥	オンライン

○オブザーバー

(敬称略)

通し番号	所属	職名	氏名	出席方法
22	総務省消防庁消防・救急課	課長補佐	岩熊 俊介	オンライン
23	総務省消防庁消防・救急課	広域化推進係長	小山 勝久	オンライン

○事務局

通し番号	所属	職名	氏名
24	高知県総務部	部長	清水 敦
25	高知県総務部市町村振興課	課長	小笠原 一眞
26	高知県総務部市町村振興課	課長補佐	松井 裕樹
27	高知県総務部市町村振興課	チーフ(財政担当)	市川 雄介
28	高知県危機管理部	部長	江渕 誠
29	高知県危機管理部	副部長(総括)	国則 勝英
30	高知県危機管理部	副部長	浜田 展和
31	高知県危機管理部	参事・消防政策課長	鈴木 知基
32	高知県危機管理部消防政策課	消防指導監	小松 長憲
33	高知県危機管理部消防政策課	消防広域化推進室長	小笠原 隆
34	一般財団法人消防防災科学センター	部長	渡辺 雅洋
35	一般財団法人消防防災科学センター	審議役	梨本 雅久

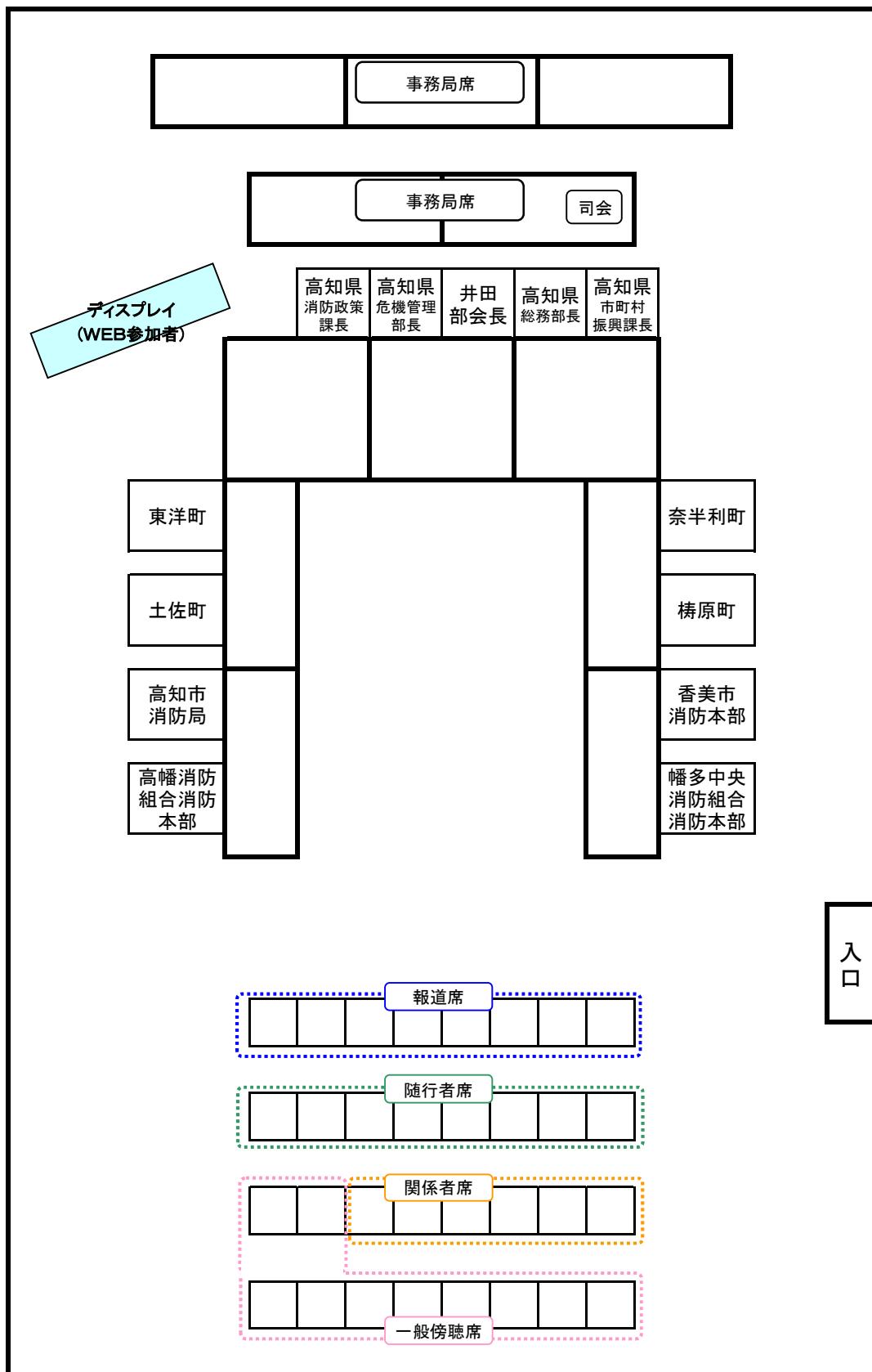
※オンライン

※オンライン

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第2回財務部会 配席図

日時:令和7年8月7日(木)13時30分~15時30分

場所:高知県庁本庁舎 3階 防災作戦室



高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
1	スケジュール	◎ 総務	5/28 総務 桑名委員 (高知市)	今年度後半のスケジュールが心配。基本計画案の決定後、議会との調整も必要であり、何かでつまづいた時に対応できる時間が足りないのではないか。	基本構想Q & A (Q15への回答) のとおり、消防広域化は、各消防本部の存廃を左右し、県内全ての市町村をはじめとする多くの関係者が関わる一大プロジェクトです。そのため、一定のスケジュール感や目安となる目標の時期を示して、関係者の共通の認識のもとで議論を進めることができると考えます。
2	スケジュール	◎ 総務	5/28 総務 平山委員 (南国市)	議会と調整しないと合意形成できないので、そうした作業工程をスケジュールに盛り込んで欲しい。	こうした観点から、基本構想では現時点で県として最も望ましいと考えるスケジュール案を提示しています。一方、法令上、法定協議会の設置と広域連合の設立の際には、県内全ての市町村議会及び県議会において、合わせて2回の議決をいただくことが必要となります。
3	スケジュール	◎ 総務	6/4 財務 板原委員 (土佐市)	「ある程度」の議論で進めるのは駄目。各専門部会で納得した上で、議会に説明できるよう熟度を高める必要がある。(スケジュールの)目標ありきではなく、納得の上で合意形成できるようにして欲しい。	このため、全ての市町村と消防本部の理解やコンセンサスなしに、消防広域化を進めることはできず、関係者の理解を得られるよう必要な調査分析を行い、十分な意思疎通を図りながら、広域化実現に向けたプロセスを丁寧に進めていく必要があると考えています。
4	スケジュール	◎ 総務	6/4 財務 中城委員 (高知市 消防)	議会への丁寧な説明が必要になるので、基本計画の段階でしっかりとした内容を盛り込み、広域化の具体的なイメージを全市町村で共有できる形にする必要がある。スケジュールありきで必要な議論を先送りすることができないようお願いする。	基本計画の決定に向けては、方針等をできる限り早い段階で委員に提示して合意形成に努め、その上で、あり方検討会における議論の熟度を見ながら、合意形成に時間がかかる場合には、その時点でスケジュールを検討したいと考えています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
5	基本計画の内容	◎ 総務	5/28 総務 桑名委員 (高知市)	総論賛成、各論反対になりがち。実施計画のような各論の細かい内容が出てないと、基本計画を議会も認めにくいということが想定される。基本計画と合わせて、実施計画の内容もある程度わかるようにしないと議論が進まないのではないか。	広域化の目的やメリットの他、職員の待遇など各種課題への対応方針を市町村議会や県議会にもご理解いただけるよう、必要な調査やシミュレーション等を行った上で、それらの結果を提示しながら、丁寧に議論していきたいと考えています。
6	基本計画の内容	◎ 総務	5/28 総務 桑名委員 (高知市)	職員の待遇が先送りになると不安が広がるので、基本計画の時点でしっかりとしたものを作りたがる。	
7	基本計画の内容	◎ 総務	5/28 総務 平山委員 (南国市)	議会に対して、南国市にとってのメリット・デメリットの説明が必要。	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
8	他県事例	◎ 総務	5/28 総務 桑名委員 (高知市)	奈良県の先行事例について、奈良市と生駒市が脱退した理由を研究して欲しい。	平成24年1月の奈良市長のブログ「消防広域化からの脱退」で、奈良市が消防広域化から脱退した理由は以下のとおり紹介されています。 「検討を進める中で、これまで各本部が独自の予算で取得・整備してきた車両や機器等の財産の帰属や、年収ベースで最大約150万円の格差がある職員給与や手当の一元化等、いくつもの課題が見えてきました。特に広域化に伴って必要となる約30億円の臨時的経費に関しては、広域化を主導する国や県の負担がほとんどなく、構成する各自治体で按分した場合、奈良市の負担が非常に重くなることがネックとなります。以上の理由から、奈良市としては県下一元化の消防広域化からは脱退せざるを得ないと判断し、先日開かれた会合でその意向を表明しました。」
9	他県事例	◎ 総務	6/4 財務 片岡委員 (佐川町)	奈良県内の広域化の事例で、奈良市と生駒市が脱退した理由は何か。	平成24年3月に生駒市長が議会で行った施政方針及び議案提案理由説明では、以下のとおり述べられています。 「県下1消防本部体制とする広域化については、広域化後の具体的な消防署や人員の配置、広域化が本市にもたらすメリット等が見えない中で、見切り発車でスタートすることは大きな不安があり、また、隣接する奈良市も離脱し、本市にとってのメリットが乏しくなることが明確になつたため、奈良県消防広域化協議会から離脱し、単独での運営を決定しました。」

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
10	他県事例	◎ 総務	5/28 総務 横山委員 (安芸市)	奈良県等の先進事例におけるメリット・デメリット、職員待遇等の課題を整理して欲しい。	<p>令和6年3月に消防庁が定めた広域化に関する基本指針では、広域化によって</p> <p>①災害発生時における初動体制の強化やノウハウの共有</p> <p>②運用可能な部隊数の充実及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用</p> <p>③本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強</p> <p>④予防業務、救助業務、救急業務等の高度化及び専門化</p> <p>⑤財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備</p> <p>⑥消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮</p> <p>等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行政財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。とされています。</p> <p>また、平成25年に消防庁がまとめた「消防広域化事例集」では、課題の一例として以下の点が挙げられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の身分や給与の一本化 <ul style="list-style-type: none"> ・広域化前の状態が続いている ・激変緩和措置として2年間は現給保障し、その後は人口の最も多い市に準じて条例化 ・公安職給料表を適用し、特殊勤務手当を全て廃止 ・広域化後の職員の身分は、構成市町村からの派遣 ○昇任試験の見直し（消防司令・消防司令補が多い） ○財産や負担金の調整等の意見集約や合意形成の長期化

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
11	他県事例	◎ 総務	6/2 消防 山崎委員 (馬路村)	他県の広域化で現場要員として再配置された事例について、具体的にはどの部署へ再配置されたのか。	多くの職員が既存の現場部隊へ再配置されたほか、高度救助隊や広域支援隊といった新たに創設された部隊に配置された例があります。
12	職員の採用	総務	5/28 総務 大西委員 (黒潮町)	地元の消防を地元の人間に任せたい。土地勘の他、消防団との関係性でも優位だと考える。 採用を一元化した後、20年・30年後の人員配置の割合がどうなるかシミュレーションして欲しい。	<p>国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、20～24歳人口及び減少率について、幡多中央消防組合消防本部管内の四万十市及び黒潮町と、高知県全体の推計値は以下のとおりとなっています。</p> <p>【四万十市及び黒潮町の20～24歳人口及び減少率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R7.4.1推計 :847人 ・R17推計（10年後）:735人（R7.4.1比:▲13.2%） ・R27推計（20年後）:499人（R7.4.1比:▲41.1%） <p>【高知県全体の20～24歳人口及び減少率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R7.4.1推計 :24,871人 ・R17推計（10年後）:20,572人（R7.4.1比:▲17.3%） ・R27推計（20年後）:14,583人（R7.4.1比:▲41.4%） <p>20～24歳人口の減少率については、幡多中央消防組合消防本部管内と県全体が同程度となっていることから考えれば、地元出身者の配置の割合は同程度で推移するのではないかという見方ができます。</p>

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
13	職員の採用	総務	5/28 総務 大西委員 (黒潮町)	採用の経過措置として、方面消防本部単位での採用を行って欲しい。方面消防本部単位での採用が難しい状況になれば、本部での一括採用にして欲しい。 このやり方のメリット・デメリットを次回の部会で示して欲しい。	<p><u>基本構想Q & A (Q10への回答)</u>では、一括採用を想定しているとしていますが、方面消防本部内での勤務を基本とすることを条件として採用することにも一考の価値があると考えています。その際のメリットやデメリットについては、以下の点が考えられます。</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとの採用枠を適切に設定できれば、行政需要及び本人の希望に応じた地域での採用や配置が可能。 ・地域の実情に通じた職員を長期・安定的に配置でき、災害時等のきめ細かな対応が期待できる。 ・採用時の地域選択において、第2希望を認める等、緩やかな運用を行うことで、県全体として優秀な人材確保が可能。 ・採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認める運用により、本人の希望に応じたスキルアップ等のための広域異動等により、組織力の向上が期待できる。 <p style="text-align: right;">※次ページへ続く</p>

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
14	職員の採用	総務	5/28 総務 大西委員 (黒潮町)	採用の経過措置として、方面消防本部単位での採用を行って欲しい。方面消防本部単位での採用が難しい状況になれば、本部での一括採用にして欲しい。 このやり方のメリット・デメリットを次回の部会で示して欲しい。	※前ページから続く 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少等により、地域の要配置人員と既採用人員との間に乖離（かいり）が生じた場合、行政需要に応じた適切な人員配置が困難となる可能性がある。 ・配置職員の経験知が均質化し、想定外の危機事象に適切に対応できる多様な経験を有する人員の配置が困難となる恐れがある。 ・地域ごとで志望状況の差により、採用可能な人材の水準に格差が生じる可能性がある。 ・採用後の選択変更を認めない厳格な運用になれば、かえつて本人の希望に応じた配置を妨げる可能性がある。
15	職員の採用	◎ 総務	5/28 総務 澤田委員 (本山町)	一括採用で、新採が市部に集中することにならないか心配している。	広域化後に新たに採用される職員については、配属先の対象を県内全域とすることを想定しています。 一方で、地元で働きたい等の希望もあることから、各市町村長等のご意見を踏まえ、職員の募集や採用、配置の考え方を検討したいと考えています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
16	職員の採用	◎ 総務 財務 消防	6/2 消防 徳弘委員 (高岡北 消防)	今後は職員定数を「消防力の整備指針」で定める人数に近付けていくことになると思うが、それに見合う職員採用を広域連合の発足時点でどのように行うのか。	<p>基本構想Q & A (Q 9への回答) のとおり、消防職員の充足率については、広域連合発足時は、県民人口65万人を1つの消防本部として全県を管轄することになり、目標数（充足率の分母）についても、スケールメリットを反映した算定に見直す必要があります。</p>
17	勤務体制	◎ 総務 財務 消防	5/28 総務 平山委員 (南国市)	勤務体制について、3交代制で統一するのか。	<p>また、3交代制の導入や欠員補充などにより職員数を増加させる場合には、必要となる財源の確保の方策についても検討が必要となります。</p> <p>職員の採用や職員配置については、シミュレーションの結果等を踏まえ、総務部会や財務部会、消防業務部会で検討したいと考えています。</p>
18	職員の配置	◎ 総務 財務 消防	6/4 財務 中城委員 (高知市 消防)	広域連合の勤務体制を統一する必要があり、3交代制であれば人員増は必須で、広域連合の本部事務局の職員も必要になる。そういう点を踏まえた現実的な財政シミュレーションにして欲しい。	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
19	職員の配置	◎ 総務 財務 消防	5/28 総務 横山委員 (安芸市)	人口減少が進んだ将来で、最低限必要となる消防職員数がわからないか。	<p>第1回総務部会でお示ししたとおり、人口減少下でも県内の消防職員数は増加しており、その背景の1つとして、救急出動件数の増加が考えられます。</p> <p>【生産労働人口（15～64歳）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年：42.5万人 令和5年：35.5万人 <p>【消防職員数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年：1,148人 令和5年：1,212人 <p>【救急出動件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年：38,306件 令和5年：46,822件 <p>将来の消防職員数については、人口減少の状況のほか、救急をはじめとする消防サービスへの需要、交付税等の財源等を考慮して判断することになります。</p> <p>こうした社会情勢の変化に合わせて国が「消防力の整備指針」を見直すことも考えられ、人口減少が進む中において将来的に最低限必要となる消防職員数を現時点でお示しすることは困難だと考えています。</p> <p>なお、基本構想では、第1期（令和10～12年度）においては、現状の40署所体制及び職員の総定数については現行水準を下回らないことを基本として、組織・定数の設定を検討することとしています。</p>

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
20	職員の配置	◎ 総務 財務 消防	6/4 財務 野口委員 (香美市 消防)	分賦金の算出には人件費が重要。奈良県の広域化の事例では一般職が採用されており、高知県でも同様の職員が必要になると思うが、こうした職員数を第3回専門部会（10月頃）に提示できるのか。	分賦金や職員数については、広域連合本部のほか、方面消防本部や署所ごとに、日勤を含めた職員配置に関するシミュレーションを行い、各消防本部へのヒアリングも行った上で、第3回専門部会（10月頃）に提示したいと考えています。
21	職員の配置	◎ 総務 財務 消防	6/2 通信 多田委員 (室戸市 消防)	消防本部の日勤の職員は年齢が高い傾向があり、こうした職員を現場に復帰させるのはハーダルが高いと思う。（再配置の）数合わせでは現場の職員が増えることにはならないのではないか。	
22	人事異動	◎ 総務 消防	5/28 総務 平山委員 (南国市)	「管轄区域内の異動を想定」とあるが、「管轄区域内」の具体的な範囲は。	<u>基本構想Q & A（Q12への回答）</u> のとおり、広域化後の人事異動の傾向としては、一部の職員については、旧管轄区域外に異動するケースが広域化前よりも一定程度増えることも考えられますが、多くの消防職員の場合、引き続き管轄区域内での異動が中心となるものと想定しています。
23	人事異動	◎ 総務 消防	5/28 総務 横山委員 (安芸市)	広域化で職員の居住地がどうなるのか心配。地元の消防本部へ勤めたい職員が多い。	「管轄区域内」の範囲は、「広域化前の消防本部の管轄区域内」を想定していますが、具体的な人事異動のあり方について、総務部会や消防業務部会で検討したいと考えています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
24	給与	◎ 総務 財務	5/28 総務 平山委員 (南国市)	市民や消防団からも広域化に慎重な意見が多く、奈良市と生駒市が脱退したことも知られている。 奈良県からも反省点として、給与面の整理ができずに広域化したと聞いている。	<p>基本構想Q & A（Q11への回答）のとおり、各消防本部から広域連合に移行する職員の給与については、新たな給与表において、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本と考えています。</p> <p>現行の消防本部間における給与面の不均衡の是正を求めるご意見が職員関係団体にあることは承知しておりますが、給与を統一する場合には、必要となる財源の確保の方策についても総務部会や財務部会で検討したいと考えています。</p>
25	シミュレーション	◎ 総務	5/28 総務 伊藤委員 (仁淀消防)	シミュレーションについて、できたものから順次提示されるそうだが、スピード感を持って対応いただけるという認識で良いか。	あり方検討会や専門部会での議論の判断材料として、シミュレーションの結果が重要となるため、できたものから専門部会等で順次提供したいと考えています。
26	シミュレーション	◎ 総務	6/2 通信 三谷委員 (南国市消防)	第3回専門部会（10月頃）で合意する事項は、シミュレーションによる運用効果を加味した内容になるのか。	また、第3回専門部会（10月頃）で合意する方針等についても、シミュレーションを踏まえた内容にしたいと考えています。
27	指令システム	◎ 総務 財務 通信	6/4 財務 中城委員 (高知市消防)	指令システムの整備費用やランニングコストの負担への不安が大きい。物価高騰の影響が予測しづらいが、特にランニングコストを見落とすことがないようにして、負担額を示して欲しい。	
28	指令システム	◎ 総務 財務 通信	6/4 財務 佐々木委員 (高幡消防)	ランニングコストが高すぎて、指令システムの共同運用を断念した他県事例があると聞いている。シミュレーションを早く示して欲しい。	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
29	財政措置	◎ 財務	6/4 財務 板原委員 (土佐市)	令和7年度で終了する緊急防災・減災事業債が別の形になる可能性もある。新たな国の財政措置に関する情報収集もしっかり行って欲しい。	緊急防災・減災事業債など、国の財政措置に関する情報収集を行い、あり方検討会等で共有したいと考えています。
30	財政措置	◎ 財務	6/4 財務 野口委員 (香美市 消防)	奈良県での広域化における、奈良県の負担額を調べて欲しい。また、高知県での広域化では、高知県の負担額はどうなるのか。	奈良県での広域化の事例では、準備組織に対して県から5年間で合計約1,000万円の補助が行われたと伺っています。また、指令センターの整備費のうち、国費を除いた実質負担額の約14億円に対し、県が1/2補助を行ったと伺っています。
31	財政措置	◎ 財務	6/2 消防 小田委員 (越知町)	広域化は悪くないが、財源は市町村で負担するという空気感が非常に強い。事前防災・事前復興の観点からも、国や県の財政措置がないと、車両の更新等で今後の財政事情が苦しくなる。南海トラフ地震が想定されている中で、常備消防がどう機能するかという点は、県からも説明して欲しい。	高知県での広域化における県の負担については、県の組織である消防学校や消防防災航空センターに係る経費と、それに伴う広域連合本部の事務に係る経費を負担することを考えています。 広域化に要する経費については、まずは国の財政措置を最大限活用していくことが基本と考えており、必要に応じて、財政措置の拡充を国に政策提言することを検討したいと考えています。
32	分賦金	◎ 財務	6/4 財務 板原委員 (土佐市)	自賄い方式の範囲を検討する際には、財源も考慮して欲しい。過疎債を使える場合は自賄いが有利になる場合もあると思う。	自賄い方式等、分賦金に関する検討の際には、起債等の財源対策についても併せて検討したいと考えています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
33	分賦金	◎ 財務	6/4 財務 西村委員 代理 (梼原町)	分賦金を基準財政需要額で検討する場合、交付税には常備消防に非常備消防が加わった補正係数があり、施設整備に地方債を充てるなど、市町村によって状況が異なっている。また、非常備は市町村が負担することになると思うので、それらをきちんと区分して基礎サービス分を算定して欲しい。	事務局において整理した上でお示ししたいと考えています。
34	市町村との連携	◎ 消防	5/28 総務 平山委員 (南国市)	災害対策本部の設置場所として、市役所が使えない場合は消防本部を使う想定。広域化でどうなるか、市の方で整理が必要。	広域化後も消防署所や消防団は残るので、従来の連携を確保していくことは可能だと考えています。 また、市町村防災部局との連携のあり方については、消防業務部会で検討したいと考えています。 消防庁が定めた広域化に関する基本指針において、「市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。」とされ、その具体的方策が例示されていることから、それらを参考にして、広域化後における関係機関との連絡体制といった具体的方策についても、消防業務部会で検討したいと考えています。
35	市町村との連携	◎ 消防	6/4 財務 板原委員 (土佐市)	津波注意報等の発表時、「ロゴチャット」で職員から指示を求められ、消防本部や消防団に指示を出すといったことが一瞬でできている。広域化後もそういう態勢ができるのか。	広域化により管轄の力が無くなり、現場から近い消防署から救急車の出動が可能となることから、中山間地域における救急体制の確保を図ることができると考えています。
36	救急業務	◎ 消防	5/28 総務 澤田委員 (本山町)	救急のニーズが高い中で、中山間地域で現在の体制が維持できるかが懸念。	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
37	救急業務	◎ 消防	6/2 消防 小田委員 (越知町)	終末期の方への対応について、令和6年度に消防と医療関係者の間でルール化されたそうだが、その内容を教えて欲しい。	終末期の方への対応については、高知県救急医療協議会が定めた「心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関するプロトコール」（令和6年5月施行）により、対応方針がルール化されています。 具体的には、119番通報を受けて出動した救急隊が、心肺蘇生を望まない終末期の傷病者に対し、本人の意思に基づく医師の指示書が家族等から提示され、主治医等への連絡によってその内容が確認でき、かつ家族等の同意が得られた場合には、心肺蘇生および救急搬送を中止できるとされています。
38	救急業務	◎ 消防	6/2 通信 多田委員 (室戸市 消防)	室戸市消防本部管内には救急病院がないため、1回の救急出動の時間が非常に長い。2、3回の重複出動の際、奈良県では他署に対応してもうことで非番招集はないと伺ったが、当本部では2回目の救急出動の時点で非番招集を行っている。広域化により中芸広域連合にも対応してもらえると思うが、到着までに時間がかかり過ぎるので、当本部の非番招集は免れないと考えている。その点は仕方がないということか。	広域化により管轄の力が無くなり、現場から近い消防署から救急車の出動が可能となり、応援態勢が充実する他、救急車間での中継搬送が可能になると考えています。 奈良県の事例では、広域化によって人員配置を柔軟にできるようになったことから、休暇を取得しやすくなつたと伺っています。 消防署間の協力体制を確保することで、職員の負担軽減が可能になるのではないかと考えています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
39	消防団事務	◎ 消防	6/2 消防 山崎委員 (馬路村)	中芸広域連合の消防本部は田野町にあるが、馬路村で火災が発生した場合は村役場でサイレンを鳴らしており、村の消防団が真っ先に出動し、消防本部が到着した時には火は消えている。救急についても、消防団が村内の診療所に搬送している実態もある。消防団の役割も重要なことを認識していただきたい。	消防団の役割は非常に重要だと認識しており、消防団との連携のあり方についても、消防業務部会で検討したいと考えています。
40	整備計画	◎ 財務 消防	5/28 総務 澤田委員 (本山町)	施設整備計画を立てていく予定はあるのか。	消防署所や消防車両といった消防力の現況を整理した上で、現在の消防力を評価し、施設整備計画に関する考え方や住民サービスの向上のための具体的な対策について、財務部会や消防業務部会で検討したいと考えています。
41	整備計画	◎ 財務 消防	6/2 消防 山崎委員 (馬路村)	6つの方面消防本部内の設備（の水準）を同じにしようとしているのか。常備・非常備の設備や装備が6つの方面消防本部で偏らないようにして欲しい。	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回専門部会におけるご意見と対応について

(県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容)

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
42	指令システム	◎ 通信	6/2 消防 徳弘委員 (高岡北 消防)	新たな指令システムの整備を令和15年度に実施することを想定しているのは、高知市・土佐市のシステムの更新時期に合わせて実施するという認識で良いか。	基本構想Q & A (Q14への回答) のとおり、各消防本部の現行システムの更新時期に違いがあることや、多額の整備費用が掛かり、財政的な負担が大きいことを踏まえると、施設の標準的な耐用年数を考慮して、相当程度先の時点での集約化を想定しないと、消防本部間の合意を得ることは難しいものと考えます。
43	指令システム	◎ 通信	6/4 財務 佐々木委員 (高幡消 防)	新たな指令システムの整備時期について、当本部の考えもあるので、協議させて欲しい。 (令和9年度に予定している、現行システムの更新に関する考え方の整理が必要)	このため、基本構想では、高知市と土佐市が共同運用している現行システムの更新期となる第2期末（令和15年）を目途に新たなシステムを整備することを想定しています。あり方検討会や専門部会では、各消防本部が消防指令システムを個別に整備する場合と、一括して整備する場合の費用比較や、通信指令業務に必要な人員配置に関するシミュレーション等を早期に行い、新システムへのスムーズな移行計画も含めて議論を行いたいと考えています。
44	業務システム	財務 消防 ◎ 通信	6/4 財務 板原委員 (土佐市)	業務システムの価格上昇を心配しており、前例の価格が参考にならないと思うが、シミュレーションできるのか。	業務システムの価格に関するシミュレーションは、今後の物価変動の状況を予測することは難しいため、現時点での価格上昇を踏まえた概算費用をお示ししたいと考えています。
45	業務システム	財務 消防 ◎ 通信	6/4 財務 野口委員 (香美市 消防)	人事、財務、給与のシステムは令和10年に必要。予防業務のシステムなども必要だが、こうしたシステムの費用も第3回専門部会（10月頃）に提示できるのか。	人事、財務、給与等の業務システムについては、既存のシステムの活用等も検討した上で、その費用を第3回専門部会（10月頃）に提示したいと考えています。

高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格目次（素案）

I 高知県消防広域化基本計画の性格

- ・本計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第33条に規定する「推進計画」として策定するもの
- ・高知県が県内市町村との協議を経て、消防広域化に係る実施計画（消防組織法第34条に規定する「広域消防運営計画」）策定の基礎となるものとして策定
- ・平成20年に策定した高知県消防広域化基本計画の全部の改定により策定

II 高知県消防広域化基本計画の構成

基本計画は、消防組織法第33条第2項の規定を踏まえ、おおむね次のとおり構成

- 第1章 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方
- 第2章 市町村の消防の現況及び将来見通し
- 第3章 広域化対象市町村の組み合わせ
- 第4章 自主的な市町村の消防の広域化に向けての県の役割
- 第5章 広域化後の消防の円滑な運営
- 第6章 防災関係機関との連携の確保
- 第7章 その他

III 広域消防運営計画の骨格案

基本計画第5章「広域化後の消防の円滑な運営」に係る計画の骨格案は次のとおりとし、これを基礎として高知県消防広域化実施計画（広域消防運営計画）を策定する。

第5章 広域化後の消防の円滑な運営

- 1) 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項
- 2) 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項
- 3) 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項
- 4) 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項
- 5) 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項
- 6) 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項
- 7) 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項
- 8) 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項
- 9) 広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項
- 10) 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項
- 11) 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項
- 12) 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項
- 13) 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項
- 14) 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項



主な協議・意見交換事項（財務部会）

【参考】スケジュールについて

資料3

令和7年8月7日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 財務部会（第2回）

スケジュールは協議の状況や日程の都合により変動する可能性がある

財務部会の所管 ・主な論点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体スケジュール	検討会	専門部会①		専門部会②	WG	専門部会③	検討会	WG	専門部会④	検討会	基本計画(案)決定	協議会設立の議決
総務部会				基本計画全体のとりまとめ・組織・給与など								※詳細な議論や時間を要する内容は、実施計画への記載とするなど、継続して議論することを検討
1. 広域連合の歳入、歳出の考え方												
2. 既存財産・債務の新組織への承継												
3. 新規施設整備等に係る費用の分担・資金調達												
4. 分賦金の算定												
消防業務部会												
通信・システム部会												

事務局でたたき台を作成

専門部会・WGで詳細に議論

※第2回専門部会後、基本計画の骨格(素案)等について意見照会予定

分賦金のシミュレーションを実施

適宜反映

反映

反映

基本計画と実施計画で記載する内容を整理

※詳細な議論や時間を要する内容は、実施計画への記載とするなど、継続して議論することを検討

※基本計画の決定後、市町村議会から意見等が出た場合は、令和8年度以降に設置される法定協議会の場において、市町村議会からの意見等を実施計画に反映

広域化のメリット、消防団との関係など

通信指令のあり方など

※詳細な議論や時間を要する内容は、実施計画への記載とするなど、継続して議論することを検討



1. 広域連合の歳入、歳出の考え方

資料3

令和7年8月7日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 財務部会（第2回）

広域連合における費用負担の基本的な考え方

▶広域化後、各市町村の財政負担が負担能力や受益に応じた適切なものとなるよう、以下の考え方を基本としてはどうか。

① 専ら特定の市町村に便益をもたらす支出は、受益市町村で負担

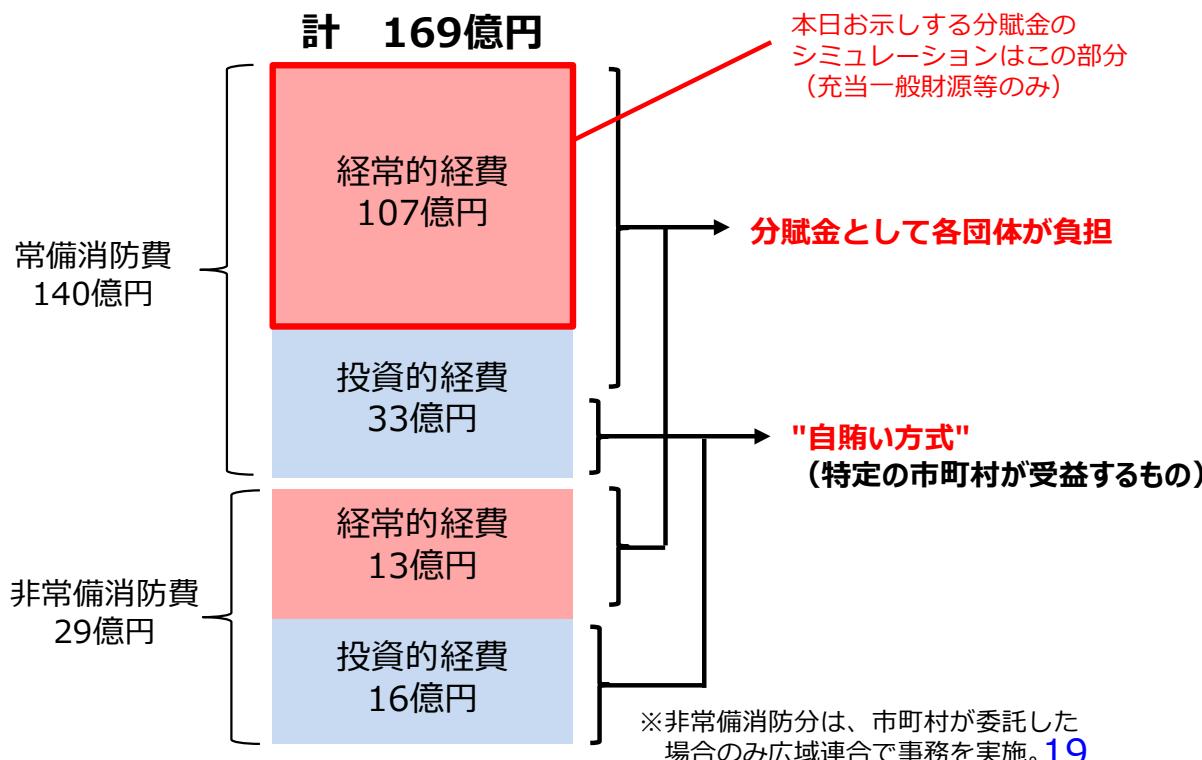
② 全市町村（又は複数市町村）に共通する便益をもたらす支出は、全市町村（又は複数市町村）で負担

【具体的な対応の方向性（案）】

- ▶ ①の考え方を直接的に適用できる投資的経費（特定の市町村が受益するもの）については、"自賄い方式"（構成市町村が区域内の施設・装備について、自ら財源調達の上で整備・所有し、広域連合に無償貸与してその管理を委ねる方式）をとる。
- ▶ その他の経費については、②の考え方に基づき分賦金として各団体が負担するが、分賦金の算定方法においては①の考え方も取り入れる。

消防に係る経費の全体像（R5決算ベース）

※全団体の調査結果を合計したもの



本日の議題

2. 既存財産・債務の新組織への承継
3. 新規施設整備等に係る費用の分担

……既存財産、新規取得財産を誰が所有し、対応する債務を誰が負担するのかを整理・議論。
→P.3

4. 分賦金の算定

……総務部会における人員配置のシミュレーションを踏まえ、常備消防費の経常的経費について分賦金の試算を3案お示し、方向性を議論。
→P.4~7、別紙

※投資的経費の負担は将来の事業量に左右されるため、シミュレーションには含めていない。
※広域化に伴い必要となる経費（職員の待遇統一に要する経費等）は現時点で所要額が明らかでないため含めていない。



2. 既存財産・債務の新組織への承継

3. 新規施設整備等に係る費用の分担

資料3

令和7年8月7日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 財務部会（第2回）

財産・債務の取扱いに関する基本的な考え方

【不動産又は償却資産以外の財産（消耗品等）】

- 金額的に軽微な不動産又は償却資産以外の財産（消耗品等）は、管理の簡素化の観点から広域連合が所有（既存財産は広域連合に無償譲渡）することとしてはどうか。

論点

- 車両（市町村域を超えて使用されることもある）を“自賄い”扱いとするか

【不動産及び償却資産】

- 不動産及び償却資産については、前頁の基本的な考え方を踏まえ、財産・債務とともに、

- 専ら特定の市町村が受益する財産・債務は市町村所有（財産は広域連合に無償貸与）
 - 複数の市町村が受益する財産・債務は広域連合所有（既存財産は広域連合に無償譲渡）
- とすることを基本としてはどうか。

（代案）方面本部の運営に要する財産として扱い、方面本部の構成市町村で費用を分賦金として負担する。

- また、消防広域化に伴い解散する一部事務組合が所有する財産・債務については、以下のいずれかを選択できることとしてはどうか。

- 当該組合の構成市町村で財産・債務を分割所有し、各市町村が公債費を負担する
- 財産の無償譲渡及び債務の承継により広域連合が所有し、当該組合の構成市町村が公債費を負担（分賦金に加算）する

- 新規の財産取得に要する費用については、市町村所有・広域連合所有のいずれの場合でも、各市町村において起債等により資金を調達することとしてはどうか。なお、分賦金のうち投資的経費に相当する部分については各市町村で起債が可能であり、過疎団体においては過疎債の活用が可能。

	資産の種類	財産の取扱い	債務の取扱い
既存の 財産・債務	専ら特定の市町村が受益する不動産・償却資産 (例：署所の土地、建物、 車両)	引き続き市町村が所有 (広域連合に無償貸与)	所有する市町村に存置し、 当該市町村が公債費を負担 “自賄い”
	複数の市町村が受益する不動産等、消耗品等 (例：連合本部や方面本部の土地、建物)	広域連合が所有 (広域連合に無償譲渡)	広域連合に承継し、 受益する市町村が公債費を負担（分賦金に加算）
新規に取得する 財産・債務	専ら特定の市町村が受益する不動産・償却資産 (例：署所の土地、建物、 車両)	受益する市町村が所有 (広域連合に無償貸与)	所有する市町村の債務として 当該市町村が費用（公債費含む）を負担 “自賄い”
	複数の市町村が受益する不動産等、消耗品等 (例：連合本部や方面本部の土地、建物)	広域連合が所有	広域連合の債務として、受益する市町村が 費用（公債費含む）を負担（分賦金に加算）



4. 分賦金の算定

資料3

令和7年8月7日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 財務部会（第2回）

分賦金の算定に関する基本的な考え方

各市町村が、その負担能力や受益の程度に応じて費用を負担する形になるよう、分賦金の算定方法を検討。

- 全市町村に共通する便益をもたらす支出：「基礎サービス分」…全市町村が基準財政需要額等に応じて負担
- 専ら特定市町村に便益をもたらす支出：「附加サービス分」…受益する市町村が負担

経費の種類ごとの分賦金の算定方法（案）

	経費の種類	サービス分類	分賦金の算定方法(案)		
			試算Ⅰ	試算Ⅱ	試算Ⅲ
市町村負担分	【全市町村が受益する経費】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連合本部の運営に要する経費 (人件費を含む経常的経費、指令システム・業務システム関係経費等) 	基礎サービス分	✓ 基準財政需要額に応じて案分	✓ 広域化前負担額に応じた案分額から、 基準財政需要額に応じた案分額に 10年間かけて移行	✓ 全市町村で 出動件数、基準財政需要額及び人口に応じて案分
	【方面本部構成市町村が受益する経費】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 方面本部の運営に要する経費 (人件費を含む経常的経費等) 				✓ 方面本部構成市町村で 出動件数、基準財政需要額及び人口に応じて案分
	【署所の所在する市町村が受益する経費】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 署所の運営に要する経費 (人件費、装備品を含む経常経費、署所の改修を含む投資的経費) 				✓ 署所の所在する市町村の分賦金として算定
県負担分	【専ら特定市町村に便益をもたらす経費】 (非常備消防の経常的経費(委託した場合)等)	附加サービス分	✓ 受益する市町村の分賦金として算定		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資的経費、公債費 (専ら特定の市町村が受益する財産に係るもの) 	"自賄い"	✓ 受益する市町村が負担(分賦金として算定しない)		
県負担分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防学校に要する経費 ・ 航空センターに要する経費 	—	✓ 県が負担(分賦金として算定しない)		



4. 分賦金の算定

資料3

令和7年8月7日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 財務部会（第2回）

試算 I

※試算 I ~ III の全てにおいて、試算の対象経費は常備消防費のうち経常的経費（充当一般財源等のみ）
※試算結果は別紙のとおり

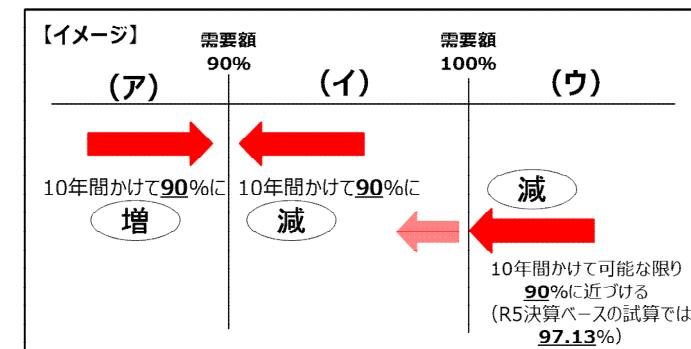
基準財政需要額の割合に応じて案分

試算 II

**初年度は広域化前の負担額の割合に応じて案分し、10年間かけて基準財政需要額の割合に応じた案分（※）へと移行
(※広域化前の負担額が基準財政需要額の90%を下回る団体は、当該90%の額が上限)**

- 下記のとおり (ア) ~ (ウ) の3グループに分類
 - (ア) 広域化前負担額 < 基準財政需要額×90% 【17団体】
 - (イ) 基準財政需要額×90% < 広域化前負担額 < 基準財政需要額 【4団体】
 - (ウ) 広域化前負担額 > 基準財政需要額 の団体 【13団体】

- 初年度は広域化前負担額の割合に応じて案分し、2~10年目にグループ毎に次の調整を実施
 - (ア) の団体：基準財政需要額の90%まで段階的に負担を引き上げ
 - (イ) の団体：基準財政需要額の90%まで段階的に負担を軽減
 - (ウ) の団体：基準財政需要額の90%に向けて段階的に負担を軽減 ((ア)(イ)の結果残る財源の範囲内で軽減)



試算 III

連合本部の経費は全市町村で、各方面本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分

- 消防本部単位で1人あたり単価を算出（消防本部の経常支出÷職員数 = @）

以下の割合で試算

- ・出動件数 : 50%
- ・基準財政需要額、人口 : 25%

- 単価@を用いて、下記のとおり想定経費を算出

(ア)連合本部の経常支出：高知市の@ × 想定配置職員数

→ 全市町村で出動件数（火災・救助・救急）、基準財政需要額及び人口の割合に応じて案分

(イ)方面本部の経常支出：広域化後の方々本部の@ × 想定配置職員数

→ 方面本部構成市町村で出動件数（火災・救助・救急）、基準財政需要額及び人口の割合に応じて案分

(ウ)消防署所の経常支出：現在の消防本部の@ × 想定配置職員数

→ 署所の所在する市町村で案分



4. 分賦金の算定

資料3

令和7年8月7日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 財務部会（第2回）

今後の検討の方向性について

分賦金の試算を踏まえ、以下の3点を今後の検討の方向性としてはどうか。

- ① 専ら署所の運営に要する経費については、各地域の多様性をできる限り尊重する観点から、地域において選択した行政サービスの水準に応じた負担を関係市町村に求めることを基本とする。（※）
- ② 広域化に伴い特定地域における行政サービスの水準が他地域に比して顕著に向上すると見込まれる場合には、関係市町村に対して応分の負担を要請する。
- ③ 今次の広域化に際しては、上記の要因を除き、常備消防運営費に係る各市町村の実質的な財政負担の変動ができる限り大きくならないように努める。

※試算Ⅲの場合、所在する市町村間の負担割合は今後検討。現在の負担割合は、各消防本部によって様々。（下表参照）

【参考】一部事務組合における分賦金の算定基準

消防本部名	主な算定基準
高岡北広域町村事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防職員分、消防本部・署に係る費用：<u>基準財政需要額割100%</u> ・ その他職員分に係る費用：<u>均等割30%、人口割70%</u>
幡多消防組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部に係る経費：<u>基準財政需要額割100%</u> ・ 消防署所に係る経費：<u>構成市町村が単独で負担</u>
仁淀消防組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基準財政需要額割100%</u>
幡多中央消防組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部に係る経費：<u>基準財政需要額割りした後、調整した額を構成市町村が負担</u> ・ 消防署に係る経費：<u>所在市町村が負担</u>
幡多西部消防組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部に係る経費：<u>基準財政需要額割100%</u> ・ 消防署所に係る経費：<u>所在市町村が負担</u>
嶺北広域行政事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基準財政需要額割100%</u>
中芸広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基準財政需要額割60%、人口割20%、受益割20%</u>



4. 分賦金の算定

- R5 消防に要する経費の性質別分析 -

資料3

令和7年8月7日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 財務部会（第2回）

【参考】R5決算ベースの性質別分析

総計：16,863百万円

1、常備消防費（経常的経費）

(単位：百万円)

	試算（R5決算）	構成比
人件費	9,377	88.1%
物件費	1,010	9.5%
その他	260	2.4%
合計	10,647	100.0%

2、常備消防費（投資的経費）

(単位：百万円)

	試算（R5決算）	構成比
普通建設事業費	2,383	71.3%
公債費	957	28.7%
合計	3,340	100.0%

3、非常備消防費（経常的経費+投資的経費）(単位：百万円)

	試算（R5決算）	構成比
人件費	809	28.1%
物件費	370	12.9%
普通建設事業費	1,037	36.1%
公債費	528	18.4%
その他	132	4.5%
合計	2,876	100.0%

※性質別への分類が難しい場合は、他団体の構成比を参考に分類

※公債費については、9市町から得たサンプル調査の結果を基に、平均値を算出し、全市町村分を推計

1、常備消防費（経常的経費）について

➢ 人件費：

消防職員にかかる給料、各種手当（退職手当含む）、共済費等

➢ 物件費：

被服費、自動車関連経費（修繕料、車検・保険料、重量税等）、高機能消防指令センターにかかる費用（位置情報システム利用料）等

➢ その他：

諸負担金（消防学校、消防長会、消防協会）等

2、常備消防費（投資的経費）について

➢ 普通建設事業費：

消防指令システムの整備、消防署所の改修、消防車両の購入費等

➢ 公債費：

過去に借り入れた地方債の元利償還金等

3、非常備消防費（経常的経費+投資的経費）について

➢ 人件費：

消防団員にかかる報酬や訓練等出動報酬

➢ 普通建設事業費：

消防団屯所の整備・改修、小型ポンプ車両の購入費等



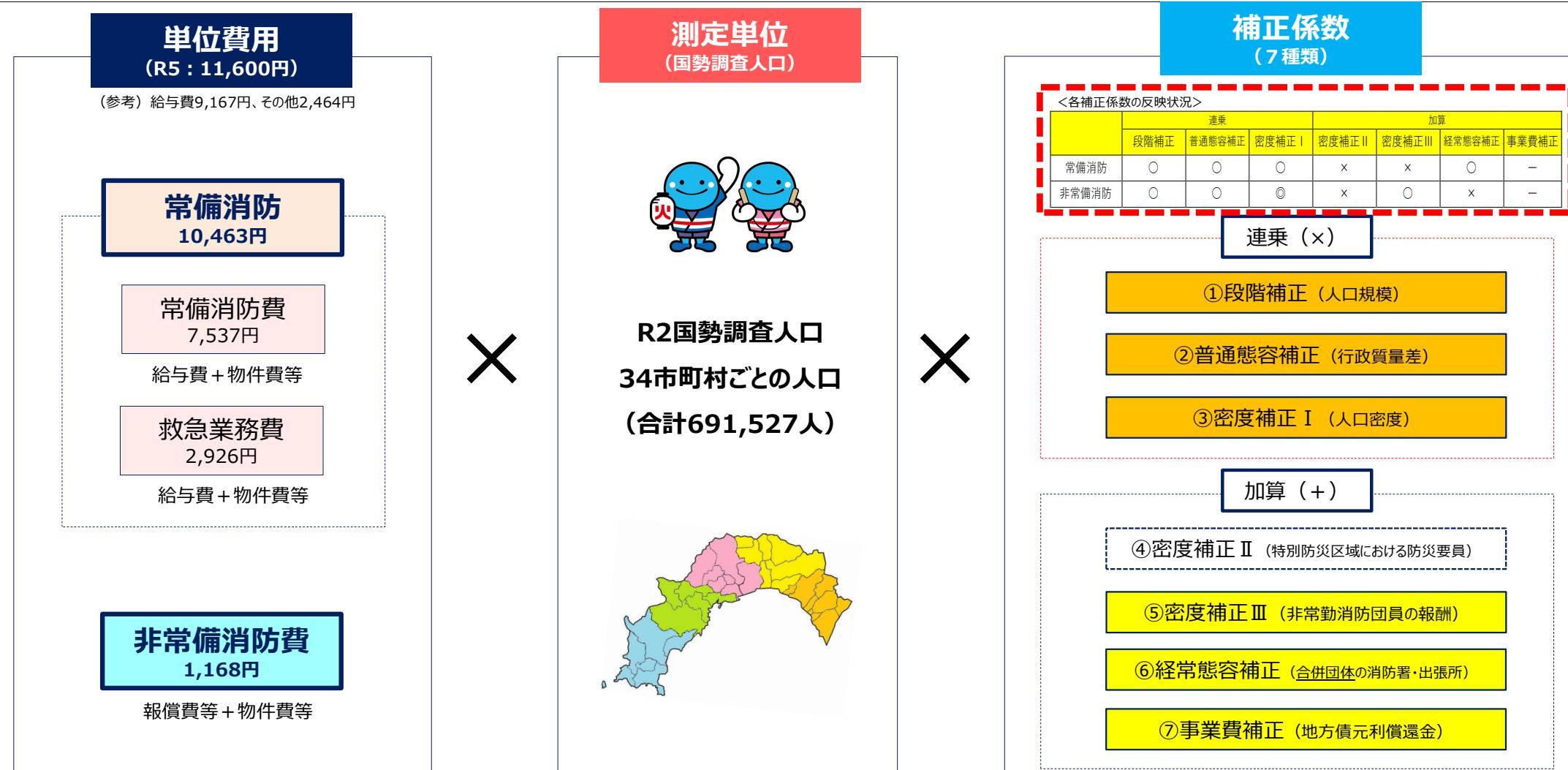
(参考) 4. 分賦金の算定 – 消防費の算定について –

資料3

令和7年8月7日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 財務部会（第2回）

- 消防費は法令等による義務付けの強い経費であり、人件費を中心とする経常経費が中心となっている。（※単位費用の約8割程度が給与費）
- 消防職員数は消防庁の定める消防力の基準により、消防署に求められる一定の機能を果たす上で必要な職員数を、普通交付税の算定上定められたものに基づいている。
- 人口密度が低い団体ほど財政需要が割高になることを踏まえて、非常備消防の報酬等と物件費等、常備消防の物件費等について、密度補正Ⅰを適用。
 連乗……複合的な要素として財政需要を上積み（この場合は、人件費等が割高になることを反映）
 加算……それが独立した要素として、必要な財政需要を追加



※上記内訳の数値は標準団体の一般財源所要額ベースであるため、単位費用とは完全には一致しない。

※非常備消防における消防団員の報酬や退職負担金等には特別交付税による調整がある。



1 基本的な考え方

現行消防本部における管理業務の集約により生じた人員を新たな管理体制の構築に充てた後、余力を現場力の強化に振り向ける。

2 試算手法

（1）第1期：広域連合の発足時（令和10年度～）

① 現行消防本部(署所の所管部分を除く。)の廃止に伴う消防長や次長などの管理要員及びこれをサポートする総務部門の要員数の減少を見込む。
(管理職20名程度減、総務部門40名程度減)

② 方面消防本部の新設に伴い必要と見込まれる、方面消防本部長及び総務部門の要員数の増加を見込む。

【職員配置イメージ（日勤職員）（計43名程度増）】

・中央方面消防本部	本部長兼署長1名、総務担当 17名	計18名 × 1 方面消防本部 = 18名
・その他の方面消防本部	本部長兼署長1名、総務担当 4名	計 5名 × 5 方面消防本部 = 25名

③ 広域連合本部の新設に伴い、同本部に配置すべき要員数を以下 i)のとおり60名強程度と概算で想定し、これを以下 ii)により、確保することを見込む。

i) 概算想定

【広域連合本部の職員配置イメージ（日勤職員）（計60名強程度）】

消防長1名、次長2名、総務担当20名程度（コンプライアンス推進室（仮称）、デジタル化推進室（仮称）を含む）、警防・救急・予防担当40名程度

ii) 確保する人員見込み

ア 上記①から②を控除した人員数…20名弱程度

イ 現行消防本部において、警防・救急・予防部門に配属されながら、本部の事務又は署所の事務に係る管理系業務に従事している職員相当数（約160人役）のうち、本部事務に係る管理系業務に従事している人員として広域連合本部への本部機能集約に伴い移管すべき人員数…40名程度

ウ 広域連合発足時の臨時の業務遂行のため、県・市町村等から派遣を求める人員数…10名弱程度

④ 上記③に掲げた見積りは、暫定的な概算値であり、今後以下の観点から各消防本部と協議した結果を踏まえて、必要な見直しを行い、精査後の職員配置案を策定する。

- ・ 現行消防本部において行われている警防・救急・予防業務に係る企画立案・計画策定・困難事案処理等の事務は、デジタル技術の活用等により、原則として広域連合本部に集約することとし、これらの業務の高度化を図る。この観点から、広域連合本部への移管人員数は更なる上積みを目指す。
- ・ 広域化後も消防署所において担うべき警防・救急・予防業務に係る住民への窓口機能やこれらの業務遂行のために必要な庶務機能を果たすために必要な人員（交代制確保のための人員を含む。）については、精査のうえ、各消防署所に存置する。
- ・ 上記の結果、広域連合本部において必要と見込まれる人員を上回る余力が生じると見込まれる場合には、各署所における現場力の向上に充てるものと暫定的に想定して各署所において留保する。



2 試算手法

（2）第2期：指令業務の統合時（令和15年度～）

- ① 旧消防本部における指令業務の廃止に伴い、同業務に従事する要員数（100人役程度）の減少を見込む。
- ② 広域連合本部に設置する指令センターに必要と見込まれる要員数（47名程度）の増加を見込み、これを踏まえて署所から拠出すべき要員数を最近の通報件数比率等に応じて算定（下記のとおり）する。
- ③ 以上の結果、署所で生じると見込まれる余力（53人役程度）については、各消防署所内における現場力の向上に充てるものと暫定的に想定して各消防署所において留保する。

【指令センターの職員配置イメージ】 計47名 （高知市・土佐市の現行の指令要員は36名）

- ・指令管理担当 5名、指令要員42名（14名×3交代制）

※方面消防本部ごとの拠出要員数

中央：29名（第1期比で7名の余力） 安芸：3名 中央東：5名 中央西：3名 高幡：3名 幡多：4名

- ・現行の指令業務の人役数：99.5人役 → 指令業務の統合時の人役数：47人役 ⇒ 52.5人役の余力

3 職員配置案の策定へ向けた今後の論点

集約化により生じると見込まれる余力の振り分け先について、次の観点から検討が必要。

- （1）例えば3交代制への移行など、広域連合全体を通じた人事行政上の課題への対処のために優先して充当すべきではないか。
- （2）例えば南海トラフ地震対策の強化といった政策課題への対応のために必要な部門を検討して充当先を決定すべきではないか。
- （3）現場力の強化については、各署所の実状を踏まえて、それぞれにおいて判断すべきではないか。

4 職員配置案の策定に向けた今後の進め方（案）

- （1）本暫定的試算に基づく職員配置の下での事務執行体制の詳細について、各消防本部にヒアリングを実施。
- （2）ヒアリング結果を踏まえ、検討会事務局において8月下旬を目途に職員配置案を策定し、第2回WGや第3回専門部会で協議。



単位：人役数（高知市のみ実員数）

区分	箇所数	現行 (R7.4.1時点)			広域連合への 移行時の増減			第1期			指令統合時の増減			第2期			
		管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	
新組織	広域連合本部	1			[注1] 65		65	65		65	[注5] 47		47	112		112	
	方面消防本部	6			[注2] 43		43	43		43			43		43		
	小計	7			108		108	108		108	47		47	155		155	
高知市	消防局	1	91	4	95	▲55	[注3] ▲4	▲59	[注4] 36	36	▲36		▲36				
	署所	8	27	253	280		4	4	27	257	284		7	7	27	264	291
	小計	9	118	257	375	▲55	0	▲55	63	257	320	▲36	7	▲29	27	264	291
現行組織	消防本部	7	50		50	▲22		▲22	[注4] 28		28	▲28		▲28			
	署所	11	85	205	290				85	205	290		20	20	85	225	310
	小計	18	135	205	340	▲22		▲22	113	205	318	▲28	20	▲8	85	225	310
消防組合等	消防本部	7	60		60	▲24		▲24	[注4] 36		36	▲36		▲36			
	署所	21	110	263	373				110	263	373		26	26	110	289	399
	小計	28	170	263	433	▲24		▲24	146	263	409	▲36	26	▲10	110	289	399

合計	広域連合本部	1			65		65	65		65	47		47	112		112	
	方面消防本部	6			43		43	43		43				43		43	
	消防局・本部	15	201	4	205	▲101	▲4	▲105	100		100	▲100		▲100			
	署所	40	222	721	943		4	4	222	725	947		53	53	222	778	1,000
	消防学校への派遣等			57	57				57	57					57	57	
	計	423	782	1,205	7	0	7	430	782	1,212	▲53	53	0	377	835	1,212	

[注1] 広域連合本部には、消防職員58名の他、県及び市町村からの派遣職員7名を追加。 [注2] 中央方面消防本部18名（消防団担当5名他を含む）、5名×5方面消防本部=25名の合計。

[注3] 高知市消防局の現場系4名（日勤救急隊）は署所へ移行。 [注4] 指令要員を消防局・消防本部の人員としている。（高知市消防局36名、単独消防28名、消防組合等36名の計100名）

[注5] 高知市消防局の指揮指令要員29名、単独消防から拠出される指令要員8名、消防組合等から拠出される10名の合計。**28**



現行15消防本部別内訳

単位：人

消防本部	現行(R7)	第1期 (R10~)			第2期 (R15~)			【参考】指令統合時の増員見込み案（人役）
	実員(A)	実員(B)	増減 (旧本部単位) (B-A)	増減 (方面単位)	実員(C)	増減 (旧本部単位) (C-B)	増減 (方面単位)	
広域連合本部		65	65	65	112	47	47	
中央	中央方面消防本部	18	18	▲ 37	25	7	▲ 29	7.0
	高知市	392	337		301	▲ 36		
安芸	安芸方面消防本部	5	5	▲ 1	5	—	▲ 3	1.5
	安芸市	38	36		35	▲ 1		
	室戸市	48	47		46	▲ 1		
	中芸	37	34		33	▲ 1		
中央東	中央東方面消防本部	5	5	▲ 10	5	—	▲ 5	5.4
	南国市	66	62		60	▲ 2		
	香南市	50	45		44	▲ 1		
	香美市	58	52		51	▲ 1		
	嶺北	37	37		36	▲ 1		
中央西	中央西方面消防本部	5	5	▲ 1	5	—	▲ 3	1.6
	土佐市	49	47		46	▲ 1		
	高岡北	48	47		46	▲ 1		
	仁淀	58	55		54	▲ 1		
高幡	高幡方面消防本部	5	5	▲ 4	5	—	▲ 3	6.3
	高幡	144	135		132	▲ 3		
幡多	幡多方面消防本部	5	5	▲ 5	5	—	▲ 4	5.2
	幡多中央	80	75		73	▲ 2		
	幡多西部	63	60		59	▲ 1		
	土佐清水市	37	35		34	▲ 1		
総計		1,205	1,212	7	7	1,212	—	52.5



1 基本スタンス

職員の待遇等について、(A) 多様性尊重型、(B) 均一化推進型のいずれの方向性を基本とすべきか。

基本スタンス	基本的考え方	市町村の財政負担	基準財政需要額との関係
(A) 多様性尊重	市町村消防の原則に鑑み、待遇統一等は必要最小限にとどめ、各市町村の判断を尊重	均一化の範囲を絞り込めば財政負担は限定的	交付税は使途制限のない一般財源のため市町村の自律性を尊重
(B) 均一化推進	同一組織である以上、職員待遇等はできる限り早期に均一化	現実的には高水準にあわせるため多額の財政負担が生じる	交付税制度で保障された基準財政需要額レベルは最小限支出

県の考え方

当面は「(A) 多様性尊重」に軸足を置き、連合発足時点では必要最小限の均一化を図った後、消防指令システム統一等により待遇均一化のための所要財源確保の目処を立てるのと併行して、残る均一化の課題解決を検討してはどうか。



2 処遇改善をめぐる個別の論点

（1）3交代制の採否

＜考え方＞ 職員の負担軽減のため未導入本部に早期導入を図るべきか、地域の行政需要の実態を踏まえた各本部の判断を尊重すべきか。

＜財政負担＞ 導入時の増加人員 全県 104人 所要（追加） +779百万円程度

消防本部別、市町村別内訳 **別紙1-1** のとおり 基準財政需要額により全市町村で按分して負担する場合 **別紙1-2** のとおり

（2）給与水準の統一

＜考え方＞ 同一組織となる以上、既存職員も含め職員の給与水準は早期に統一すべきか、

給与水準の統一は例えば新規採用職員など当面必要最小限でスタートし、残余は必要な財源確保と併せて検討すべきか。

＜財政負担＞

i) 高知市の給与水準に再計算（ラスパイレス指数による試算） 全県所要（追加）+401百万円程度

消防本部、市町村別内訳 **別紙2-1** のとおり 基準財政需要額により全市町村で按分負担する場合 **別紙2-2** のとおり

ii) 必要最小限の処遇統一として優先的に検討すべきもの **別紙3** のとおり

ア 新規採用職員を高知市の給与水準並みへ引上げ (財政負担) 全県 20人程度 +10百万円程度

イ 新規採用職員初任給引き上げに伴う若年職員の逆転調整 (財政負担) 全県250人程度 +120百万円程度

ウ 小規模本部の欠員補充 (財政負担) 全県 45人 +337百万円程度

エ その他の処遇改善措置の検討（①職員手当の統一 ②広域異動者の住居借上支援）

（3）階級制度の統一

＜考え方＞ 職名と階級は、現状の職員数が最も多い高知市の現行制度をベースとして統一する方向で検討すべきか。 **別紙4** のとおり

（4）職員の福利厚生について

＜考え方＞ 現状の職員数が最も多い高知市の現行制度をベースに、関係団体への加入状況なども考慮し、方向性を検討すべきか。 **別紙5** のとおり



- 各部門における装備・車両等については、重複を避けつつ、地域の実情に応じて計画的に整備を進める。
- 県全域を通じた整備水準の平準化については、**10年間の装備・車両等の整備に関する計画を策定する中で検討する。**

＜参考＞令和4年度 各消防本部の消防施設整備計画実態調査 「消防力の整備指針」に基づく算定数と比較して整備数が少ない消防本部…

消防本部	署所			消防ポンプ自動車			はしご自動車			化学消防車			救急自動車			救助工作車			指揮車		
	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率
高知市	8	8	100	16	16	100	3	2	66.7	1	1	100	11	11	100	4	4	100	1	1	100
室戸市	2	2	100	2	2	100	0	0	-	0	0	-	3	3	100	0	0	-	1	1	100
安芸市	1	1	100	2	2	100	1	0	0	0	0	-	2	2	100	1	0	0	1	1	100
南国市	2	2	100	3	3	100	1	0	0	1	1	100	4	4	100	1	1	100	1	1	100
土佐市	2	2	100	2	2	100	0	0	-	0	0	-	3	3	100	1	1	100	1	1	100
土佐清水市	1	1	100	3	3	100	1	0	0	0	0	-	2	2	100	1	1	100	1	1	100
香南市	1	1	100	2	2	100	1	0	0	0	1	-	2	3	150	1	1	100	1	2	200
香美市	2	2	100	3	3	100	1	0	0	0	0	-	2	2	100	1	1	100	2	2	100
高岡北	2	2	100	3	3	100	1	0	0	0	0	-	2	2	100	0	0	-	1	1	100
高幡	6	6	100	4	4	100	1	0	0	2	0	0	7	7	100	2	2	100	5	5	100
仁淀	3	3	100	4	4	100	1	0	0	1	1	100	3	3	100	1	1	100	1	1	100
幡多中央	3	3	100	5	5	100	1	0	0	0	0	-	3	3	100	1	1	100	2	3	150
幡多西部	3	3	100	3	3	100	1	0	0	2	1	50	3	3	100	1	1	100	3	3	100
嶺北	2	2	100	3	3	100	0	0	-	0	0	-	2	2	100	0	0	-	1	1	100
中芸	1	1	100	1	1	100	0	0	-	0	0	-	2	2	100	0	0	-	2	2	100
合計・充足率	39	39	100	56	56	100	13	2	15.4	7	5	71.4	51	52	102	15	14	93.3	24	26	110

＜参考＞消防車両等の更新の考え方（更新基準や整備計画）の例 ※各消防本部に調査（調査基準日：R7.4.1）

車両等	○消防ポンプ自動車:16～25年 ○救助工作車:18～25年 ○はしご自動車:18年 ○化学車:20年 ○指揮車:18～20年 ○高規格救急自動車:8～10年 ○その他:10万～30km走行 など
装備	○空気呼吸器用ボンベ:15年 ○化学防護服:8年 ○半自動式除細動器及び人工呼吸器:7年 など



再掲

(7/28通信・システム部会)

消防指令システムの統合について

- システム整備及び運用によるコスト削減効果に関する暫定的試算 -

資料3

令和7年8月7日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 財務部会（第2回）

<消防指令システム費用の暫定的試算> 新システム又は現行システムを個別に(再)整備した場合と、新システムを県一で共同整備した場合を試算

<主な前提条件> 現在の定価ベースで以下のとおり試算

①新システム整備 : AVM（車両動態管理システム）や現場映像伝送装置、各署所のOA端末などを含む標準構成での試算。

また、県一で共同整備した場合の試算額については、AVMを全車両に導入するものとして試算。

※一般財団法人消防防災科学センターによる試算

②現行システム再整備：各消防本部が個別に再整備した場合の試算額については、システム未導入の2消防本部は今後も整備しないものとし、現行システムの機能（例えば、AVMは現行導入済の消防本部のみに計上）を反映するよう、現行の整備費をもとに価格上昇等を見込んで試算。

※一般財団法人消防防災科学センターの試算を参考にした、県による試算

整備費用の比較（実額ベース）

区分	各消防本部 が個別整備	県一で 共同整備	節減効果
①新システム 整備との比較	(A) 93.2億円	(C) 36.6億円	(C)-(A) △56.6億円
②現行システム 再整備との比較	(B) 35.3億円		(C)-(B) +1.3億円

国の財政措置
を活用

実質的な負担額ベース

※1 防災対策事業債充当で試算（実質負担77.5%）
※2 緊急防災・減災事業債で試算（実質負担30%）

区分	各消防本部 が個別整備 （※1）	県一で 共同整備 （※2）	節減効果
①新システム 整備との比較	(D) 72.2億円	(F) 11.0億円	(F)-(D) △61.2億円
②現行システム 再整備との比較	(E) 27.4億円		(F)-(E) △16.4億円

10年間の費用総額の比較（実額ベース）

※整備費用、維持管理費用(整備費用×6%×10年)、中間更新費用(整備費用×40%)の合計

区分	各消防本部 が個別整備	県一で 共同整備	節減効果
①新システム 整備との比較	(G) 186.4億円	(I) 73.2億円	(I)-(G) △113.2億円
②現行システム 再整備との比較	(H) 70.7億円		(I)-(H) +2.5億円

国の財政措置
を活用

実質的な負担額ベース

※3 防災対策事業債充当で試算
※4 整備費は緊急防災・減災事業債、
中間更新は防災対策事業債充当で試算

区分	各消防本部 が個別整備 （※3）	県一で 共同整備 （※4）	節減効果
①新システム 整備との比較	(J) 157.0億円	(L) 44.3億円	(L)-(J) △112.7億円
②現行システム 再整備との比較	(K) 59.5億円		(L)-(K) △15.2億円

・「県一で共同整備」は機能を拡充するため、「現行システムを個別に再整備した場合」より整備費用が1.3億円増となるが、県民サービスの向上や業務の効率化を図ることができる。
(費用増の要因：システム未導入の2消防本部にシステムを導入、AVMなどの機能を全ての消防本部に導入)

・「県一で共同整備」は国の財政措置（緊急防災・減災事業債）を活用可能となり、「現行システムを個別に再整備した場合」より実質的な負担額を大幅に節減できる。



再掲

(7/28通信・システム部会)

消防指令システムの統合について

-システム整備及び運用によるコスト削減効果に関する暫定的試算-

資料3

令和7年8月7日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 財務部会（第2回）

【参考】試算の消防本部別内訳 ※試算の主な前提条件は前ページに記載

■個別に整備した場合の試算

(単位：千円)

消防本部名	構成市町村	【試算①】新システム整備 ※消防防災科学センター試算		【試算②】現行システム再整備 ※消防防災科学センター試算を参考に県試算		【参考】現行の整備	
		整備費(試算)	10年間の総額(※1)	整備費(試算)(※2)	10年間の総額(※1)	整備年度	整備費(実績)
高知市・土佐市共同	高知市・土佐市	1,610,730	3,221,460	試算①と同額	1,610,730	3,221,460	R5
室戸市	室戸市、東洋町	575,080	1,150,160	254,847	509,694	H26	108,433
安芸市	安芸市、芸西村	612,150	1,224,300	287,198	574,396	R7	209,000
南国市	南国市	590,810	1,181,620	377,741	755,482	R6	261,800
土佐清水市	土佐清水市	553,630	1,107,260	82,833	165,666	H26	35,244
香南市	香南市	548,350	1,096,700	131,960	263,920	R7	96,030
香美市	香美市	578,600	1,157,200	80,968	161,936	H27	36,173
高岡北	仁淀川町、佐川町、越知町	582,780	1,165,560	170,641	341,282	H27	76,235
高幡	須崎市、中土佐町、橋原町、津野町、四万十町	717,200	1,434,400	247,999	495,998	H26	105,519
仁淀	いの町、日高村	611,490	1,222,980	105,982	211,964	R5	69,955
幡多中央	四万十市、黒潮町	612,590	1,225,180	134,975	269,950	H25	54,695
幡多西部	宿毛市、大月町、三原村	610,390	1,220,780	0	0	※指令システムなし	
嶺北	本山町、大豊町、土佐町、大川村	572,220	1,144,440	0	0	※指令システムなし	
中芸	奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	541,970	1,083,940	47,062	94,124	H27	21,025
合計		(A) 9,317,990	(G) 18,635,980	(B) 3,532,936	(H) 7,065,872		2,137,292
【参考】実質負担額(起債充当)		(D) 7,221,443	(J) 15,700,815	(E) 2,738,025	(K) 5,952,996		

■県内全域を共同で整備した場合の試算

高知県全域	(C) 3,657,720	(I) 7,315,440
【参考】実質負担額(起債充当)(※3)	(F) 1,097,316	(L) 4,425,841

(※1)整備費に維持管理費用と
中間更新費用を加えた金額
(維持管理費用:整備費の6%/年、
中間更新費用:40%(1回)で試算)

■節減効果額

(※3)整備費に緊急減災・防災事業債(充当率100%、交付税算入率70%)、中間更新に防災対策事業債(充当率75%、交付税算入率30%)を充当して試算 (※2)高知市の試算①とR5整備費
(実績)の伸び率+51.5%を活用
他の団体はR5換算(年5%変動)の
上で+51.5%
また、現行未導入の幡多西部、
嶺北は除いて試算

節減効果額	(C-A) ▲5,660,270	(I-G) ▲11,320,540	(C-B) 124,784	(I-H) 249,568
単年度当たりの10年間の節減効果額	-	▲1,132,054	-	24,957
【参考】実質負担額の節減効果額	(F-D) ▲6,124,127	(L-J) ▲11,274,974	(F-E) ▲1,640,709	(L-K) ▲1,527,155
【参考】実質負担額の単年度当たりの節減効果額	-	▲1,127,497	-	▲152,716



4. 分賦金の算定

資料3

令和7年8月7日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 財務部会（第2回）

別紙

分賦金シミュレーション

(単位：千円)

市町村	現在の消防本部	R5歳出額 (決算) 常備消防分の歳出のうち充当一般財源等(投資的経費除く)	R5基準財政需要額(常備消防分)	人口(R2国勢調査)	出動件数(R4)	試算Ⅰ		試算Ⅱ			試算Ⅲ						〔参考〕指令統合時の増員見込み(案)	現在の消防本部	市町村			
						基準財政需要額の割合に応じて案分			初年度は広域化前の負担額の割合に応じて案分し、10年間かけて基準財政需要額の割合に応じた案分(※)へと移行 (※) 広域化前の負担額が基準財政需要額の90%を下回る団体は、当該90%の額が上限			連合本部の経費は全市町村で、各方面本部の経費は構成市町村でそれぞれ案分(※) (※) 連合本部、方面本部は基準財政需要額(25%)、人口(25%)及び出動件数(50%)の割合に応じて案分										
						負担額 ②	R5歳出額との比較 ③=②-① ③/① (%)		負担額 (1年目) ④ (再掲)	負担額 (10年目) ⑤=④-① ⑤/① (%)	R5歳出額との比較 ⑥	負担額 ⑦=⑥-① ⑦/① (%)	負担額 ⑧	R5歳出額との比較 ⑨=⑧-① ⑨/① (%)	負担額 ⑩ (人役)							
高知市	高知市	3,308,678	3,193,921	326,545	20,616	3,009,518	▲ 299,160	▲ 9.04	3,308,678	3,102,397	▲ 206,281	▲ 6.23	3,181,551	▲ 127,127	▲ 3.84	3,103,966	▲ 204,712	▲ 6.19	7.0	高知市	高知市	
室戸市	室戸市	282,336	266,731	11,742	1,455	251,331	▲ 31,005	▲ 10.98	282,336	259,088	▲ 23,248	▲ 8.23	403,388	▲ 607	▲ 0.15	406,777	2,782	0.69	3.0	室戸市	東洋町	
東洋町		121,659	84,135	2,194		79,277	▲ 42,382	▲ 34.84	121,659	81,724	▲ 39,935	▲ 32.83										
安芸市	安芸市	259,024	308,802	16,243	1,584	290,973	31,949	12.33	259,024	277,922	18,898	7.30	329,136	20,932	6.79	334,485	26,281	8.53	1.5	安芸市	芸西村	
芸西村		49,180	125,810	3,694		118,546	69,366	141.05	49,180	113,229	64,049	130.23										
奈半利町	中芸広域連合	105,217	102,186	3,034	848	96,286	▲ 8,931	▲ 8.49	105,217	99,258	▲ 5,959	▲ 5.66	313,262	▲ 37,167	▲ 10.61	313,076	▲ 37,353	▲ 10.66	1.4	中芸広域連合	奈半利町	
田野町		84,783	79,753	2,498		75,148	▲ 9,635	▲ 11.36	84,783	77,468	▲ 7,315	▲ 8.63										
安田町		82,849	87,964	2,370		82,885	36	0.04	82,849	79,168	▲ 3,681	▲ 4.44										
北川村		47,346	60,918	1,146		57,401	10,055	21.24	47,346	54,826	7,480	15.80										
馬路村		30,234	42,385	745		39,938	9,704	32.10	30,234	38,147	7,913	26.17										
南国市	南国市	578,384	573,602	46,664	3,068	540,485	▲ 37,899	▲ 6.55	578,384	557,165	▲ 21,219	▲ 3.67	587,460	9,076	1.57	594,968	16,584	2.87	5.4	南国市	南国市	
香南市	香南市	374,781	581,428	32,207	2,016	547,859	173,078	46.18	374,781	523,285	148,504	39.62	382,765	7,984	2.13	393,470	18,689	4.99	2.6	香南市	香南市	
香美市	香美市	501,199	501,054	26,513	1,770	472,125	▲ 29,074	▲ 5.80	501,199	486,696	▲ 14,503	▲ 2.89	467,538	▲ 33,661	▲ 6.72	474,963	▲ 26,236	▲ 5.23	4.6	香美市	香美市	
本山町	嶺北広域行政事務組合	82,413	128,074	3,261	942	120,680	38,267	46.43	82,413	115,267	32,854	39.87	295,754	12,602	4.45	297,899	14,747	5.21	1.6	嶺北広域行政事務組合	本山町	
大豊町		95,437	148,798	3,252		140,207	44,770	46.91	95,437	133,918	38,481	40.32										
土佐町		90,505	153,118	3,753		144,278	53,773	59.41	90,505	137,806	47,301	52.26										
大川村		14,797	22,852	366		21,533	6,736	45.52	14,797	20,567	5,770	38.99										
土佐市	土佐市	398,890	375,365	25,732	1,737	353,693	▲ 45,197	▲ 11.33	398,890	364,609	▲ 34,281	▲ 8.59	416,945	18,055	4.53	423,190	24,300	6.09	1.6	土佐市	土佐市	
いの町	仁淀消防組合	318,343	395,329	21,374	1,701	372,504	54,161	17.01	318,343	355,796	37,453	11.76	461,847	14,303	3.20	469,922	22,378	5.00	5.1	仁淀消防組合	いの町	
日高村		129,201	144,363	4,812		136,028	6,827	5.28	129,201	129,927	726	0.56										
仁淀川町	高岡北広域町村事務組合	117,241	182,690	4,827	1,663	172,142	54,901	46.83	117,241	164,421	47,180	40.24	407,491	21,055	5.45	415,182	28,746	7.44	1.9	高岡北広域町村事務組合	仁淀川町	
佐川町		162,819	247,655	12,323		233,356	70,537															

高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格（素案）

5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項

(1) 財務に関する規則

新組織における財務に関する規則は、高知市における関係規則（高知市予算規則（昭和54年5月15日規則第45号）、高知市会計規則（昭和39年4月1日規則第11号の2）、高知市契約規則（昭和40年3月15日規則第4号）等）を基本に定め、高知市における制度運用を基本に運用することとする。

(2) 指定金融機関

新組織における指定金融機関は、高知市における指定金融機関と同様とする。

6 既存財産・債務の新組織への継承に関する基本的事項

(1) 不動産又は償却資産以外の財産（消耗品等）

市町村又は一部事務組合が所有する既存の不動産又は償却資産以外の財産は、広域連合が所有（既存財産は広域連合に無償譲渡）することとする。

(2) 不動産及び償却資産

① 市町村が所有する既存の財産・債務

市町村が所有する既存の財産及び債務の取扱いは以下のとおりとする。

- ・ 消防署所の土地、建物、車両等、広域化後も専ら当該市町村が受益するものについては、引き続き当該市町村が所有し、対応する債務は、当該市町村に存置する。
- ・ 広域化後に複数の市町村が受益するものについては、当該市町村から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務は広域連合に引き継いだ上で、受益市町村が分賦金として負担する。

② 一部事務組合が所有する財産・債務

消防広域化に伴い解散する一部事務組合が所有する財産・債務については、以下のいずれかを選択することとする。

- ア 当該組合の構成市町村で財産・債務を分割所有し、各市町村が公債費を負担する。
- イ 当該組合から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務は広域連合に引き継いだ上で、当該組合の構成市町村が分賦金として負担する。

7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項

(1) 新規施設整備等に係る費用の分担

新規施設整備等により取得又は改修する財産が、消防署所の土地、建物、車両等、専ら特定の市町村が受益するものである場合は、当該市町村が所有し、その取得又は改修に要する費用を負担する。

新規施設整備等により取得又は改修する財産が、複数の市町村が受益するものである

場合、広域連合が所有し、その取得又は改修に要する費用は、受益市町村が分賦金として負担する。

(2) 新規施設整備等に係る資金調達

新規施設整備等に要する費用については、各市町村において起債等により資金を調達することとする ((1)後段の場合は、分賦金のうち当該新規施設整備等に相当する部分に対して起債等により資金を調達する)。

8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項

（財務部会やワーキンググループでの議論等を踏まえて今後記載）

消防の広域化によって「得たもの」と「失ったもの」

～奈良県広域消防組合11年間の歩み～

NARA WIDE AREA FIRE DEPARTMENT since 2014

公式ロゴマーク



奈良県広域消防組合

平成26年4月発足
11の消防本部と1の消防非常備村による広域化
10市15町12村による一部事務組合

消防長 德永達也

公式マスコット
キャラクター



もくじ

I.	奈良県広域消防組合の概要	3
1.	広域化までの道のり	5
2.	奈良県において消防広域化の機運が高まった端緒	6
3.	広域化前の懸念事項	6
4.	37市町村の参加により広域消防設立に至った主な要因	7
5.	消防広域化達成のカギ【私見】	7
II.	消防の広域化によって得たもの	8
1.	実現できたスケールメリット（第1ステージ）	8
2.	現場到着時間の短縮（延伸抑制）	9
3.	消防指令システムの高度化	10
4.	現場活動能力の向上	15
5.	消防庁との連携強化	21
6.	火災調査体制の充実と類似火災の予防	22
7.	コストの節減、地方交付税措置額の増額	23
III.	広域化によって今後に得るもの（持続可能な組織体制の構築）	24
1.	将来の消防需要見込み	24
2.	スケールメリットの実現（第2ステージ）増加する需要への対応と効率化	25
IV.	消防の広域化によって得たもの（まとめ）	26
V.	消防の広域化によって失ったもの	27
VI.	消防の広域化が必要か否かの判断基準【私見】	28
VII.	参考資料	29
VIII.	消防広域化達成のカギ【私見】再掲	34
	むすび	35

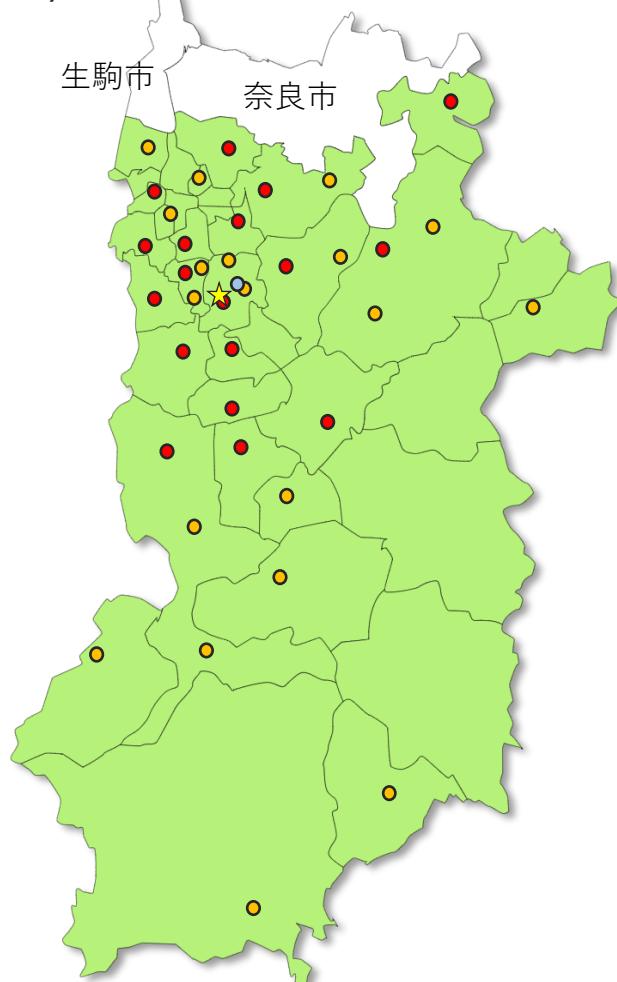
I 奈良県広域消防組合の概要 管轄規模・区域と署所配置

広域化 : 平成26年4月1日

管轄市町村 : 37市町村 (奈良市、生駒市を除く県内すべての市町村)

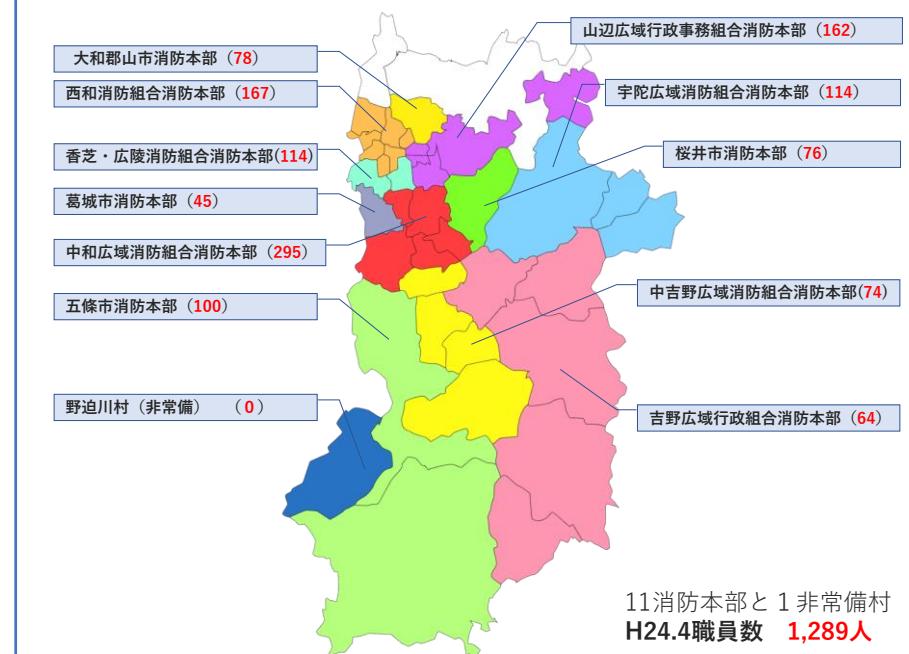
管轄人口 : 853,168人 (令和2年国勢調査人口)

管轄面積 : 3,361km²



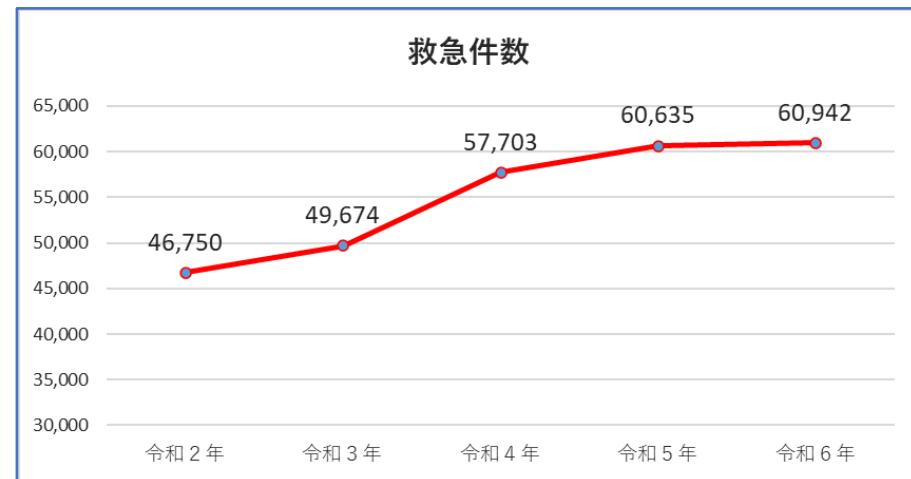
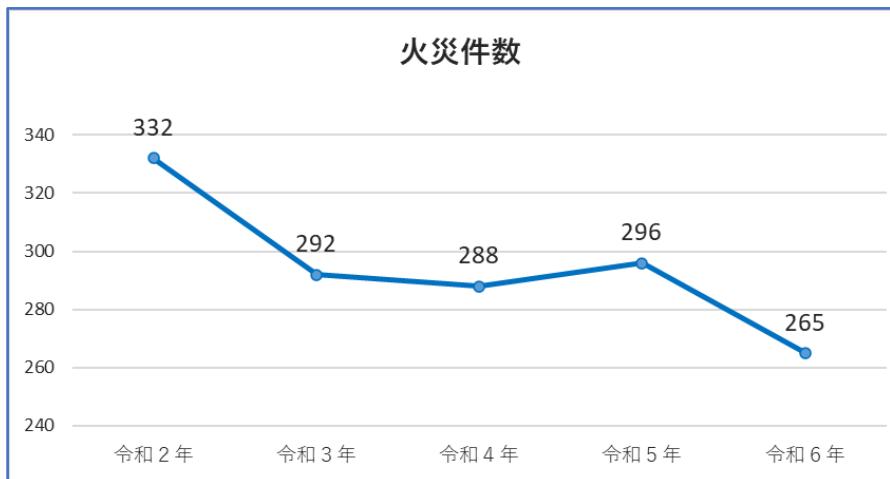
★ 消防本部	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
● 消防署	· · · · · · · · · · · · · · · · ·	18
● 救急ワークステーション (奈良県立医科大学附属病院内)	· ·	1
● 分署・出張所	· · · · · · ·	19

広域化前の消防本部 () 内H24.4職員数



災害出動の状況（直近5年間）

種別	件 数				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
火災件数	332件	292件	288件	296件	265件
救急件数	46,750件 (1日平均128件)	49,674件 (1日平均136件)	57,703件 (1日平均158件)	60,635件 (1日平均166件)	60,942件 (1日平均166件)
救助件数	678件	703件	749件	751件	787件
119番 通報件数	64,780件 (1日平均177件)	66,176件 (1日平均181件)	77,650件 (1日平均213件)	81,559件 (1日平均223件)	80,013件 (1日平均219件)



1. 広域化までの道のり

年	事件	備考	
		国 の 動 き	県 内 の 動 き
2006	平成18年 6月 消防組織法の一部改正	▶「市町村の消防の広域化」を法律に位置づけ	
	平成18年 7月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」 消防庁告示		
2008	平成20年 3月 「奈良県市町村消防の広域化推進計画」を策定		
2009	平成21年 4月 奈良県内39市町村すべてが参加した「奈良県消防広域化協議会」が設立		
2011	平成23年 3月 東日本大震災発生		
	平成23年 9月 紀伊半島大水害によって県南部で大規模な被害が発生	広域化推進の機運が高まり議論が加速	
2012	平成24年 1月 奈良市、生駒市が協議会から脱退		
	平成24年 5月 残る37市町村で協議会を再編成 → 37市町村による一体感の醸成		
	平成24年12月 「奈良県広域消防運営計画」を策定		
2013	平成25年 6月 37市町村の議会において、奈良県広域消防組合の設立について議決		
	平成25年 9月 知事立ち会いのもと、37市町村長による「奈良県広域消防組合の設立に関する協議書」の調印（署名）式		
2014	平成26年 4月 「奈良県広域消防組合」 設立		

2. 奈良県において消防広域化の機運が高まった端緒

- ① 人口減少に対応するため、持続可能な消防体制の構築が必要であったこと。
- ② 東日本大震災及び紀伊半島大水害（ともにH23）が発生し、小規模消防本部のままでは対応が困難であることが県内で広く認識されたこと。
- ③ 消防救急無線のデジタル化が必要であったこと。

3. 広域化前の懸念事項

- ① それぞれの自治体で築いてきたものが壊れる（衰退する）のではないか。
 - 消防サービスが低下するのではないか。
 - 人口や出動件数の少ない地域が切り捨てられるのではないか。
- ② 人材が流出するのではないか。
- ③ 財源が流出するのではないか。（他の市町村のために自己の財源が使われるのではないか）
- ④ 職員の待遇格差への対応やポストの減少

4. 37市町村の参加により広域消防設立に至った主な要因

- ① 消防救急無線のデジタル化事業にかかる集約効果の期待
- ② 総務部門及び通信指令業務等に従事する人員削減の期待
- ③ 災害対応等にかかる消防サービス面と財政面の両面で持続可能な組織の構築
- ④ **県による後押し**（知事が顧間に就任、無線のデジタル化事業に県から補助金約7億円）

5. 消防広域化達成のカギ（徳永の私見）

- ① AI技術が発達したとしても消防の任務を全てなくすことができず、将来的にも必要な部門であることの共通認識を持つこと。
- ② **消防広域化における最大の目的は、消防力の強化と将来に向けた持続可能な体制の構築であることを認識すること。**
- ③ 消防サービスにかかる現在の水準を低下させない計画とすること。
- ④ 一部の自治体のみが負担が増えることのないようにすること。
- ⑤ すべての自治体が何かしらスケールメリットを享受できること。
- ⑥ **経費の削減効果はスケールメリットの一部として得られるものであるが、それを広域化の最優先事項として考えないこと。**



II 消防の広域化によって得たもの ~11年間の成果~

1. 実現できたスケールメリット(第1ステージ) 小規模組織では対応できていなかったが..

(1) 広域化前に示されていた広域化によるスケールメリットは、すべて達成できた。

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ① 災害時における初動体制や増援体制の充実強化 | ② 管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮 |
| ③ 本部要員の効率化による現場要員の増強 | ④ 専門要員（救急救命士等）の養成・専従化 |
| ⑤ 財政規模拡大に伴う高度な消防施設・設備の整備 | ⑥ 消防救急無線デジタル化に係る経費削減 |

(2) 具体的なサービス向上等の概要

重要

メリット① 【組織全体の総合力で管轄の37市町村全域をカバー】

▶ 救急事案が多数重複した場合でも、最先着が見込める署所から出動する体制を構築できた。

メリット② 【現場到着所要時間の延伸抑制】

▶ 救急件数の増加に伴い現場到着時間の延伸は全国的な課題であるが、直近署所からの出動で延伸を抑制。

メリット③ 【救急車不足の回避】

▶ コロナ禍等全国的に救急車の稼働率が100%に達した時期も住民に不安を与えることはなかった。

メリット④ 【特殊災害発生時も消防体制を維持し業務の継続性の確保】

▶ 特殊事案に初動から多数の隊を出動させることが可能、かつその他の事案にも通常どおり対応が可能

メリット⑤ 【火災の早期鎮圧、被害の軽減】

▶ 初動体制の充実により火災を早期に鎮圧し被害の軽減を図る。

メリット⑥ 【組織改革により増加する需要に対応】

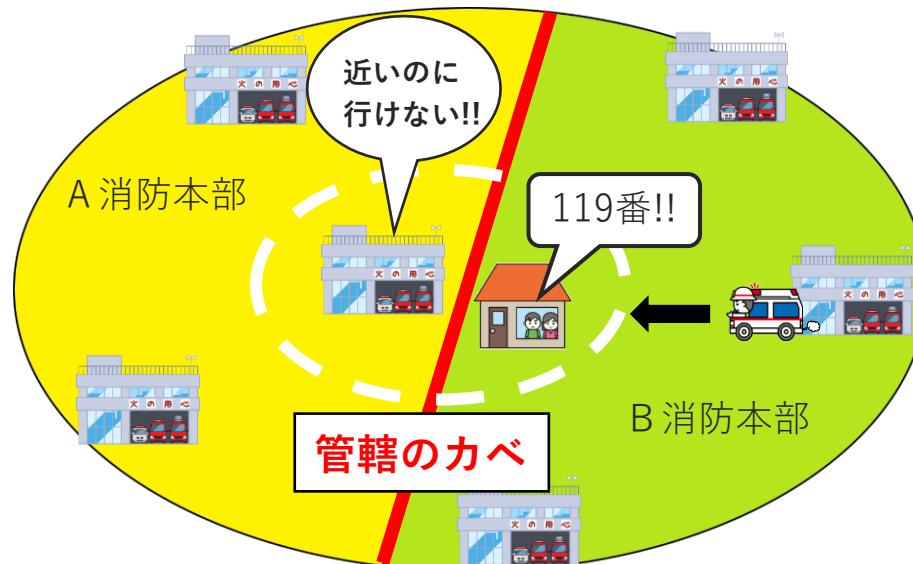
▶ 今後も増加する消防需要に対して、コストの増大を抑制しつつ出動体制を強化することができる。

→ 消防サービスの向上により住民の安全・安心に寄与

2. 現場到着時間の短縮（延伸の抑制）

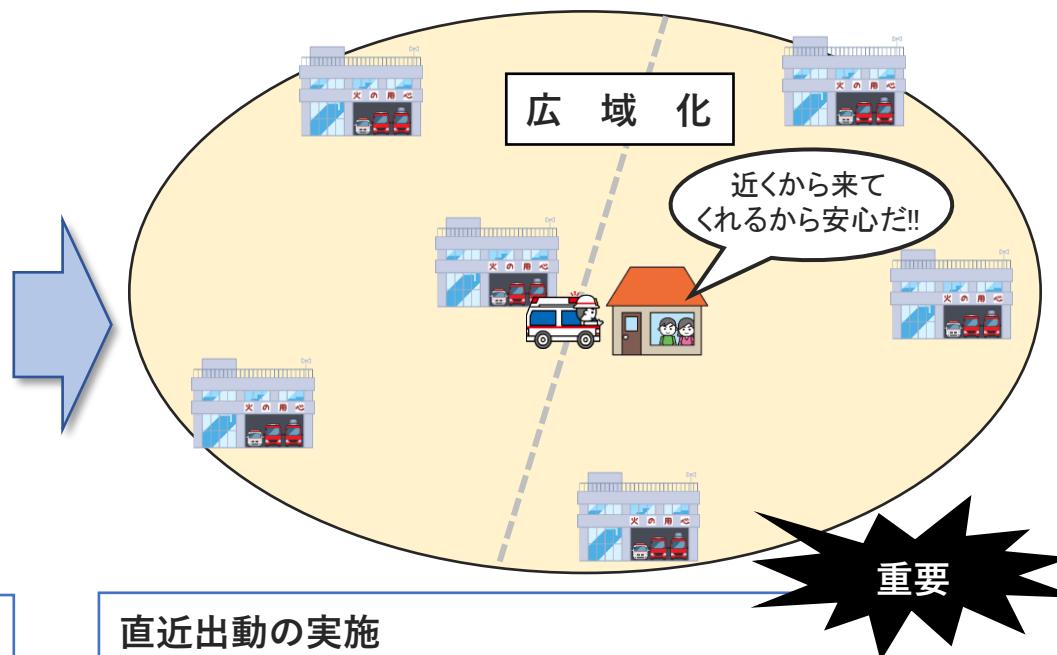
（1）旧の管轄地域（行政区域）を越えた直近署所からの出動

広域化に伴い、旧消防本部ごとに設置していた消防指令センターを一ヶ所に統合し、旧消防本部の管轄の力べを越えてもっとも近くの車両が出動する体制を構築しました。



管轄のカベ

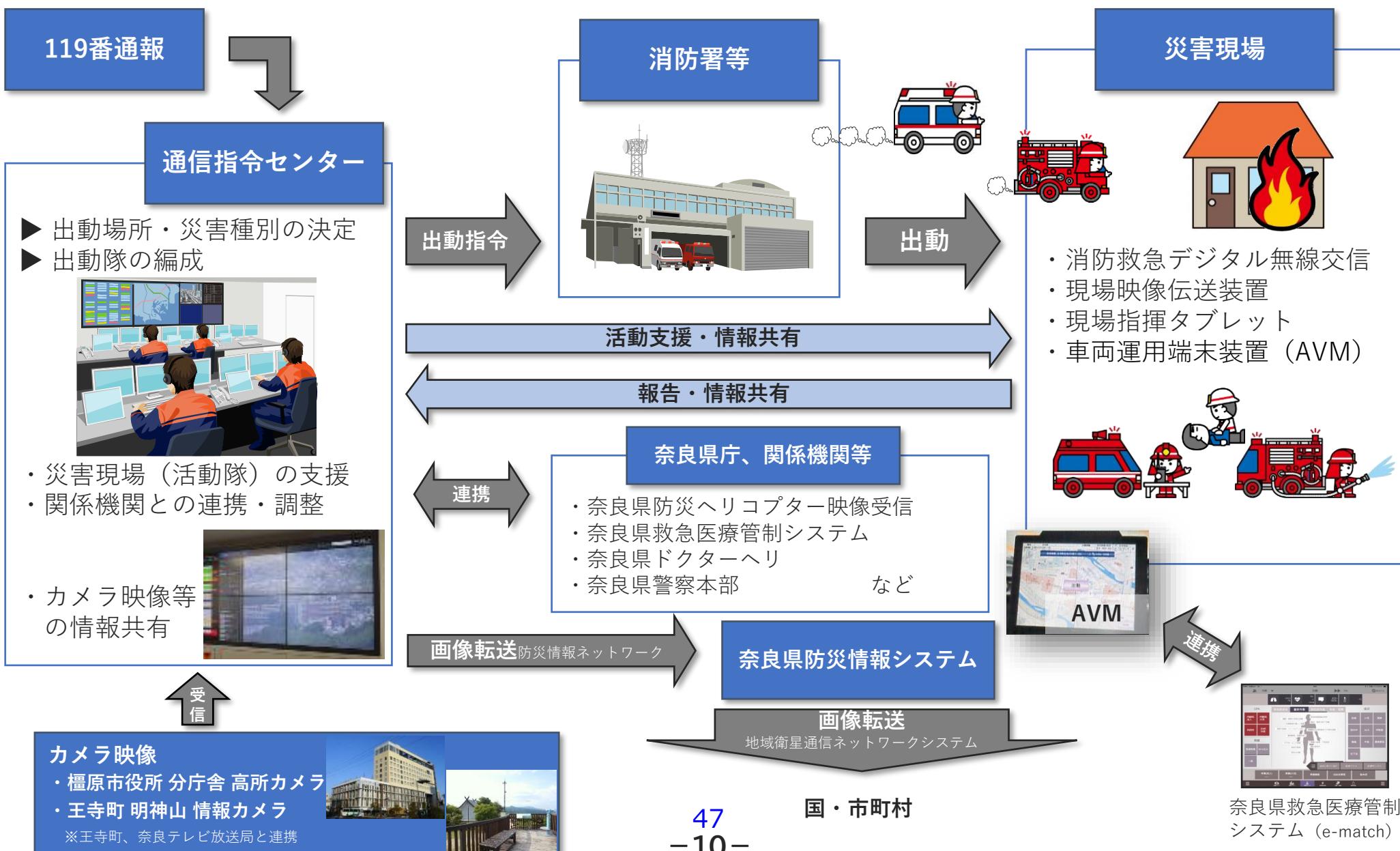
救急車・消防車の出動は、現場を管轄する消防署へ要請が必要であったため、消防署が現場に近くても管轄外だと出動できなかった。



直近出動の実施

広域化により管轄のカベが無くなり、管轄37市町村全域を奈良県広域消防組合全体で守ることで、現場から近い消防署からの出動が可能になりました。

3. 消防指令システムの高度化（事案対応迅速化）（1）消防指令システム



(2) 聞くことや、話すことに不安がある方の119番通報への対応

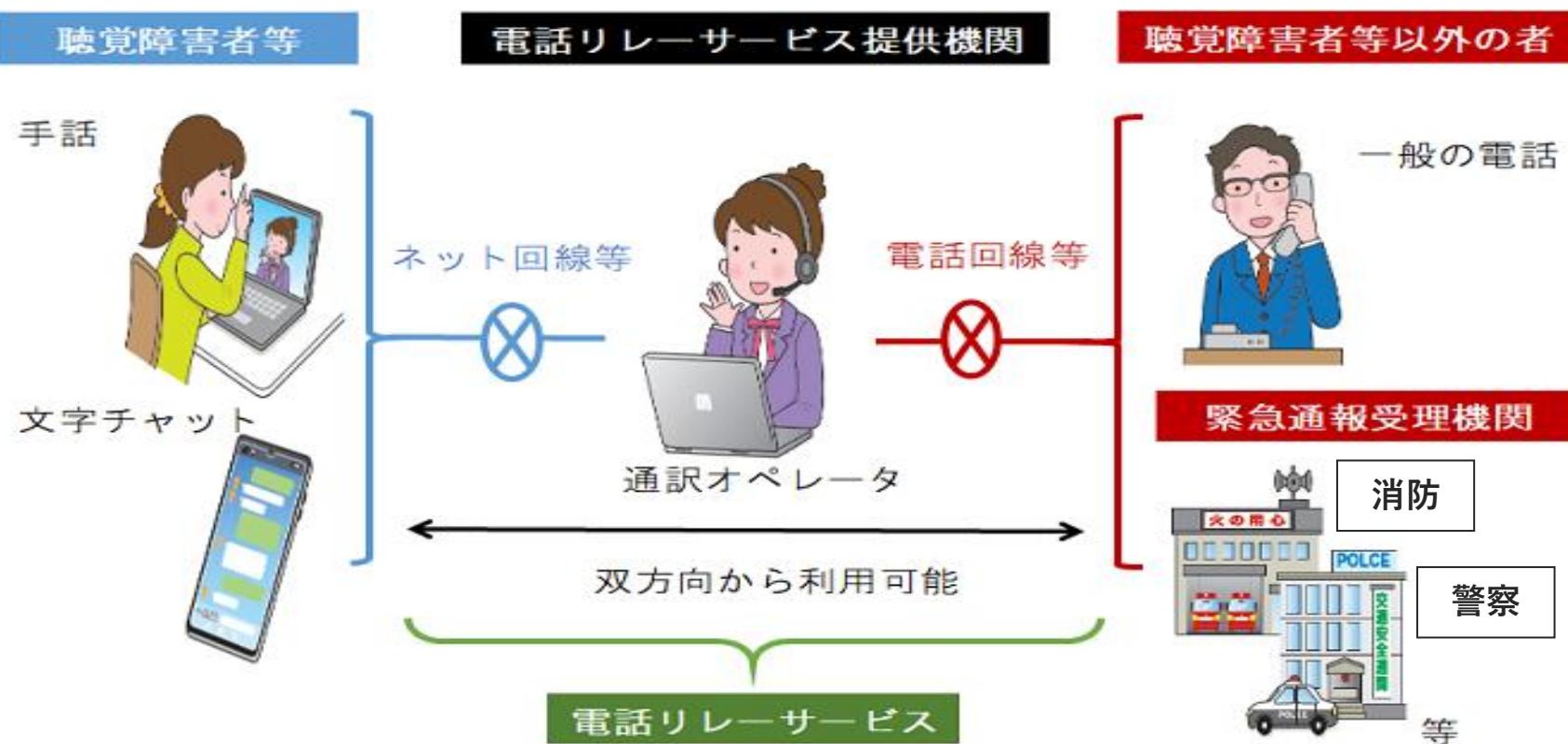
NET119の運用

NET119とは、聞くことや、話すことに不安がある方が、スマートフォンなどを利用して、簡単な操作で素早く119番通報ができるサービスです。※事前登録が必要



(3) 聴覚や発話が困難な方からの通報に対する電話リレーサービス

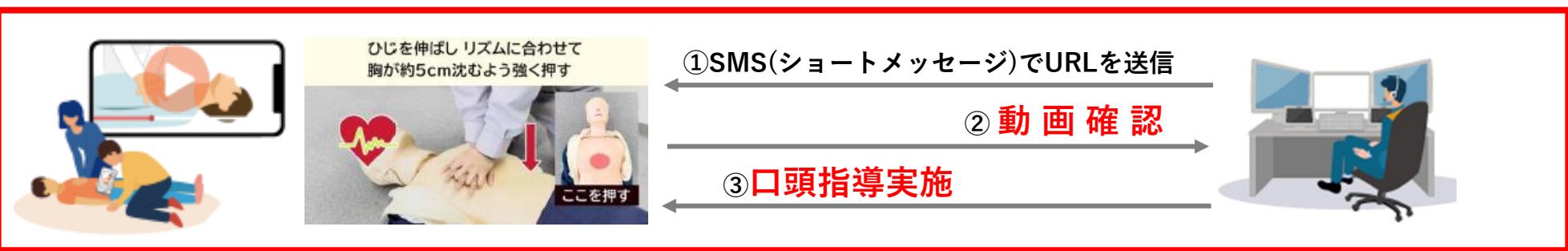
電話リレーサービスとは、**聴覚や発話に困難のある方との会話を、通訳オペレータが「手話・文字」と「音声」を通訳することにより、電話で双方向につなぐサービス**であり、**119番通報をすることが可能**です。※事前登録が必要
※「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）」令和2年12月1日施行



(4) 通報者から現場映像を受け取る、通報者へ心臓マッサージの模範映像等を送る

LIVE119は、119番通報者のスマートフォンを利用し、**通報者と指令室との間で映像の送受信**を可能とするシステムです。通報者は、映像送信により言葉では伝えられない**現場の状況を明確に消防へ伝える**ことができ、消防は、動画ファイル送信により**的確な応急手当の方法を通報者へ口頭により指導**することが可能となります。また、山間等で現場の特定が困難な場合、当システムを利用することで**通報者の位置情報が取得**でき迅速・的確な現場対応が可能となります。※パケット通信料は通報者負担となります。

◇映像送信機能



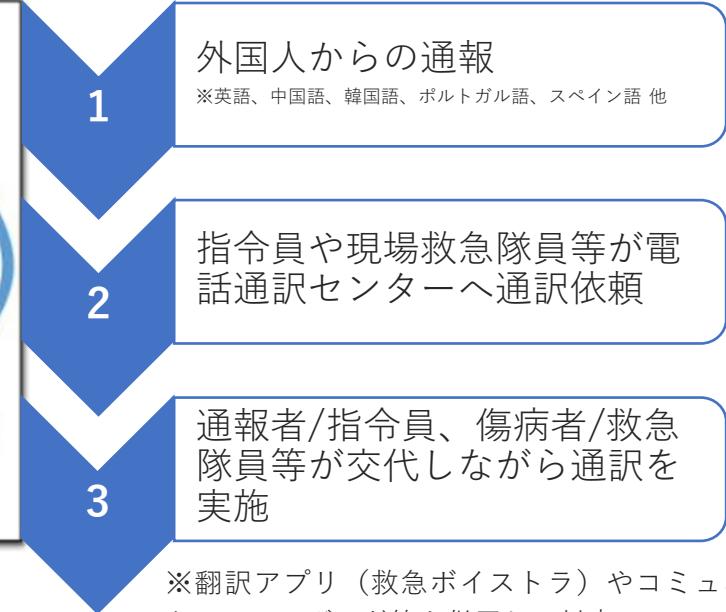
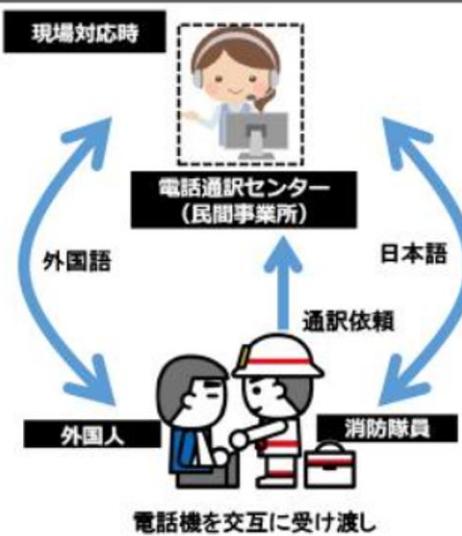
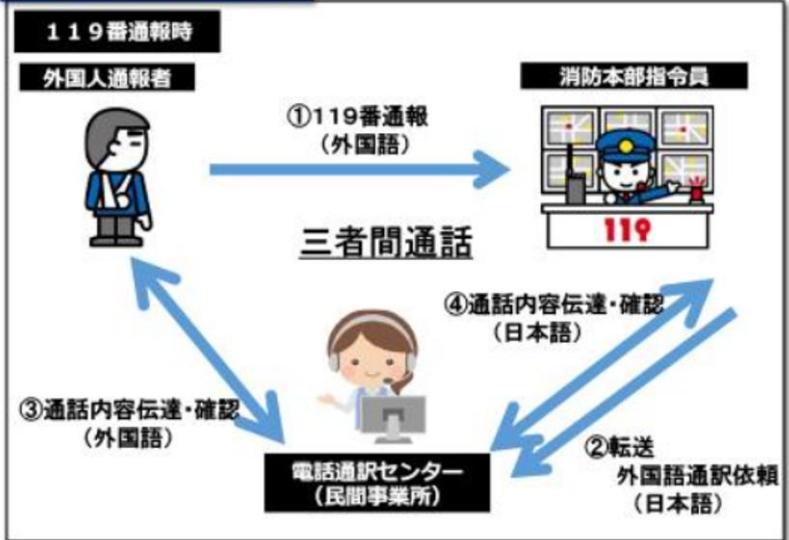
◇位置情報取得機能



(5) 国際化社会への対応、外国人通報者等の三者通話

119番通報や災害現場で外国人と対応する際に電話で通訳する、24時間365日対応の多言語コールセンターサービス。奈良県内は複数の世界遺産があり、海外からの観光客やビジネスマンの来訪も多く、外国人からの通報などに対し3者間通話により円滑なコミュニケーションを支援するものです。

三者間同時通訳の流れ



病状・持病・常用薬等の正確な把握

※翻訳アプリ（救急ボイストラ）やコミュニケーションボード等も併用して対応

4. 現場活動能力の向上

(1) 消防車両の効率的な運用とドローンの運用

① 主な消防車両

R 7.4.1現在（非常用車両含む）

車両種別	広域化前	現保有数
消防ポンプ車	40台	40台
水槽付消防ポンプ車（タンク車）	17台	12台
大型はしご車（屈折式含む）※1	10台	5台
化学車	6台	4台
救助工作車	13台	11台
救急車 ※2	62台	62台

※1

- 大型はしご車は効率的に配置して将来的には3台で全域をカバーする計画
- はしご車1台22年間のライフコストは約3.7億円
- 集約による節減効果は7台で▲約26億円
- 1年換算で毎年▲約1.1億円の広域化効果

※2

- 救急車の保有台数に変化はないが、広域化前より「稼働台数」が増えており体制が強化されている。

	広域化前	現在
稼 働 数	51	55 (+ 4)
予備（非常用）	11	7 (集約)

② ドローンの運用

災害対策用無人航空機（ドローン）を災害現場で運用し、上空からの情報収集や検索・捜索活動を行っています。

※ 運用台数5台

(R7.4.1現在：本部3台・吉野消防署2台、予備機体含む)

- ・ 市街地火災における上空からの情報収集
- ・ 林野火災における燃焼範囲、延焼方向の把握
- ・ 要救助者（遭難者等）の検索・捜索活動
- ・ **赤外線カメラ**による昼夜を問わない情報収集や検索・捜索活動

ドローンの撮影映像は、通信指令センターでもリアルタイムで確認が可能。組織的な指揮活動や災害対応に効果を発揮している。

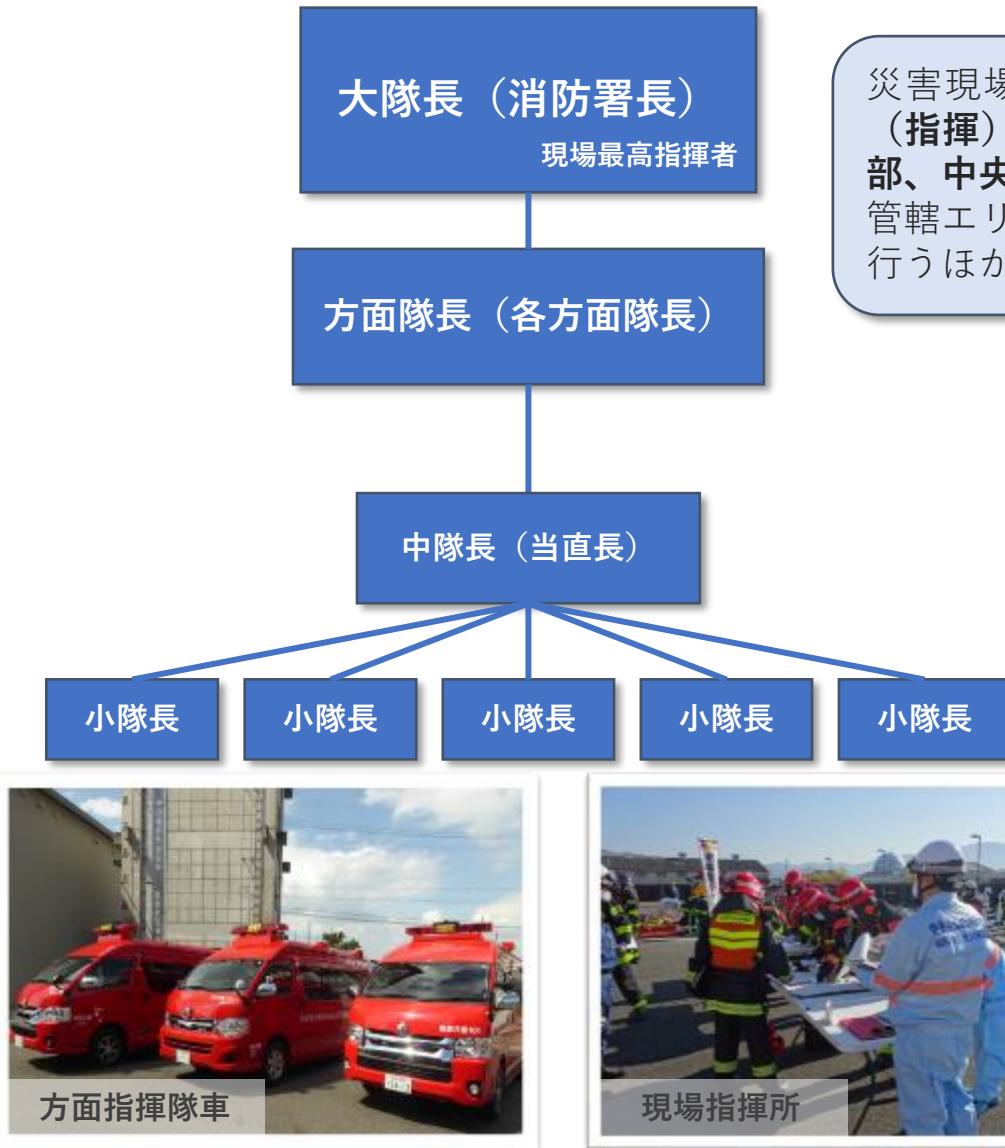


災害現場運用実績

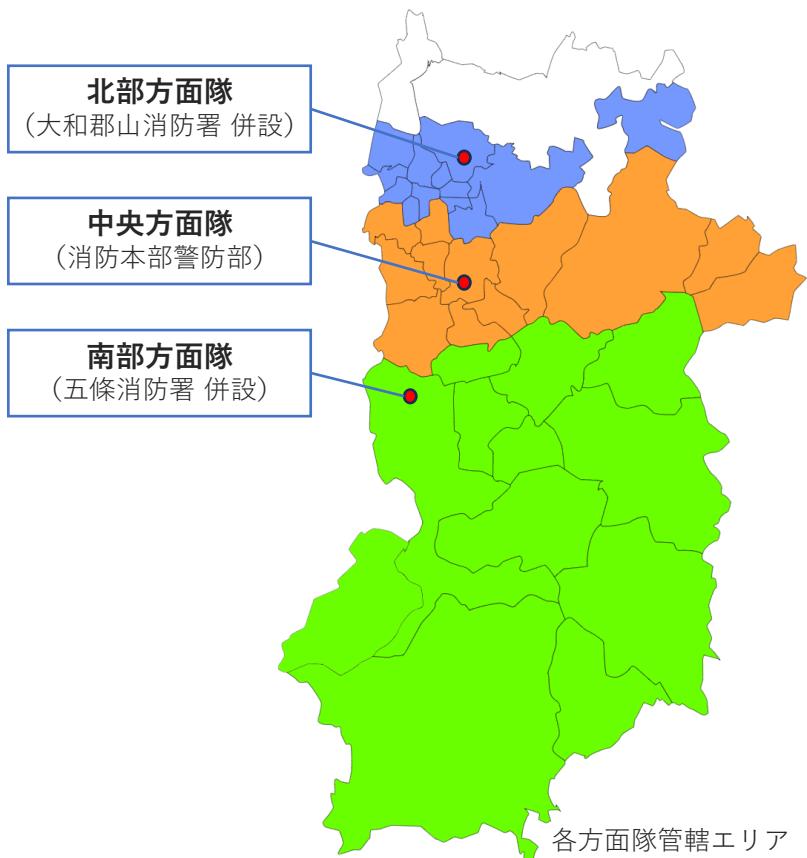
R 7.4.1現在

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
9	13	10	15	41	35	33

(2) 指揮体制の充実強化



災害現場では、大隊長として指揮をとる消防署長のほか、**方面（指揮）隊**（本部直轄の指揮隊）を設置・運用しています。管内を**北部、中央、南部**の3エリアに分け、各エリアを管轄しており、管轄エリア内の部隊が円滑に活動できるよう大隊長の指揮支援を行なうほか、**大隊長が不在時は現場最高指揮者として活動します。**



(3) 救助体制の充実強化

救助隊別	隊数	配置所属
高度救助隊	1 隊	権原署
特別救助隊	5 隊	天理署 五條署 大和郡山署 西和署 香芝署
救助隊	5 隊	桜井署 十津川分署 宇陀署 吉野署 高田署

救助隊別	隊数	配置所属
山岳救助隊	2 隊	吉野署 大淀署
水難救助隊	2 隊	天理署 五條署

山岳での事故や、湖、河川等での事故に対する**高度かつ専門的な装備、知識、技術を備えた隊員**で編成される救助隊

高度救助隊：特別救助隊の装備に加え、**高度な装備と車両**を有し、人命救助に関する**高度な教育を受けた隊員**で編成される救助隊



画像探索器



熱画像直視装置



地震警報器



夜間暗視装置



山岳救助隊



水難救助隊

特別救助隊：救助隊の一般的な装備に加え、**特別な装備と車両**を有し、人命救助に関する**特別な教育を受けた隊員**で編成される救助隊



マット型空気ジャッキ



大型油圧スプレッダー



化学防護服



放射線防護服



除染シャワー



救助工作車（高度救助隊）



救助工作車

(4) 消火体制の充実強化

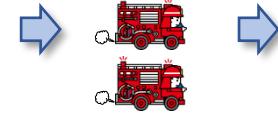
広域化のスケールメリットを活かし、出動隊数を増加させ現場対応力の強化を実現しました。

消防活動困難地区（木造建物密集地や消防水利の少ない地域など）や大規模倉庫、重要文化財での災害発生時における出動体制を強化しました。

広域化前

A 消防本部

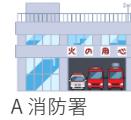
出動隊数：3隊～6隊



広域化後

奈良県広域消防組合

出動隊数：**9隊～16隊**



一般建物火災

指揮隊 2
消火隊 5
救助隊 1
救急隊 1
状況により追加



初動が充実、被害を抑える

消防署と警防部が連携し

「木造建物密集地」「水利困難地区」「大規模倉庫」「重要文化財」
を指定のうえ警防計画を策定

木造建物密集地区

出動体制
第1出動：16隊
第2出動：5隊
第3出動：5隊

水利困難地区

出動体制
第1出動：13隊
第2出動：3隊
第3出動：3隊

大規模倉庫

出動体制
第1出動：14隊
第2出動：6隊
第3出動：6隊

重要文化財

出動体制
第1出動：14隊
第2出動：4隊



(5) 日本を守る 緊急消防援助隊の出動体制強化

緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、**全国の消防機関相互による援助体制を構築するため**、平成7年6月に創設された部隊です。

奈良県広域消防組合 緊急消防援助隊登録隊数 R7.4.1現在

57隊 (211人)	指揮隊 2隊	消火隊 20隊	救助隊 6隊	救急隊 14隊
	後方支援隊 11隊	通信支援隊 1隊	特殊災害・特殊装備隊 1隊	その他 2隊

県外に多くの隊が出動していても、管轄地域の活動も問題なく遂行

近年の国からの無償使用車両等配備状況 R7.4.1現在

- 令和2年3月 重機及び重機搬送車
- 令和3年3月 高機能救命ボート・小型水陸両用バギー
- 令和3年3月 津波・大規模風水害対策車
- 令和5年3月 映像伝送装置
- 令和5年5月 ハイスペックドローン
- 令和5年9月 小型救助車
- 令和6年2月 建物崩壊・土砂センサー
- 令和6年3月 NBC災害対応資器材
(大型除染テント・化学剤検知器)



倒壊家屋での救助活動（R 6 能登地震）



浸水地域での救助活動（H 30 7月豪雨）

小型救助車

重機及び重機搬送車

高機能救命ボート

(6) 救急にかかる高度な教育研修と高度資器材の導入

① 救急ワークステーションの運用

救急救命士や救急隊員等の教育研修を目的に、奈良県立医科大学附属病院の敷地内に救急ワークステーションを設置し運用しています。

救急隊員等の高度な
教育研修

ドクターカーの運用

- ・医師や看護師による救急隊員等への直接的な指導
- ・ドクターカーの運用による傷病者への早期医療介入
- ・医療機関と消防における連携体制の確保

研修受入れ状況（R6年度中）

指導救命士ブラッシュアップ	3名
救急救命士生涯研修	17名
救急救命士就業前研修	18名
通信指令員研修	33名

ドクターカー運用状況

R5	R6
1,075件	1,061件

② 電動ストレッチャーの導入

救急搬送体制の維持・強化を目的に、電動油圧昇降システムにより昇降や車内への搬入出が可能な電動ストレッチャーを導入します。

救急出動件数が年々増加している中で、救急隊員への負担軽減と、傷病者への安全性の向上を図るため導入するもの

- ・救急出場件数の増加に伴う労務負担の軽減
- ・高齢救急隊員や女性救急隊員の体力的補完
- ・ストレッチャー転倒などのリスク軽減

※ 令和6年度に1台導入し、効果検証を踏まえ更なる導入を検討する。



5. 消防庁との連携強化（職員の派遣、実証事業の早期実施等国の事業への協力）

（1）消防庁への職員の派遣（全国的な情報の収集と職員の成長）

- ・平成27年度から延べ6人（2カ年交替）

（2）マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に関する実証事業

マイナ保険証を活用して通院履歴や服薬情報等を把握し、救急業務を円滑化・迅速化を図ります。
※ 救急車を必要とする傷病者本人の同意が基本

実証事業の概要

開 始

2025年

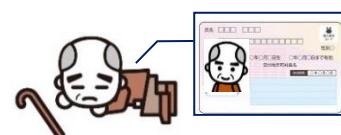
4月28日～

実施救急隊

奈良県広域消防組合の全救急隊

55隊

マイナ保険証を活用するメリット



傷病者本人の情報を
正確に伝えられる



病院の選定や
搬送中の応急処置を
適切に行える



搬送先病院で
治療の事前準備ができる

6. 火災調査体制の充実と火災原因の究明による類似火災の予防

高度な鑑識・鑑定機器を整備した鑑識・鑑定室を設置しており、火災現場から収去した家電製品、焼損物等を科学的に分析し、火災原因の調査を行っています。

導入の目的

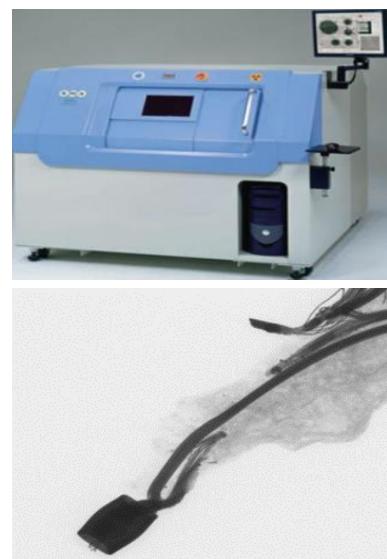
- ・火災原因調査の精度向上
- ・住民への説明力の向上
- ・類似火災の防止（予防啓発）
- ・管内の住民の安全・安心に寄与
- ・製造業者への改善対策依頼及び再発防止指導

令和6年度 使用実績

X線透視装置	34回
赤外分光光度計	4回
デジタルマイクロスコープ	23回

X線透視装置

火災により溶融した物品などにX線を照射し、火災原因に起因する重要な部分を破壊することなく内部観察するための装置



赤外分光光度計

火災現場より回収した試料に赤外線を照射し、含まれる化学物質を特定することで、火災原因となった可能性の物質を突き止めるための装置



デジタルマイクロスコープ

火災現場より回収した電気配線や電子部品などの微小な構造や変化を高解像度で観察し、科学的な根拠に基づく原因特定を支援する装置



広域化せずに小規模消防本部のままでは導入が叶わなかつたであろう装置

7. 財政的効果（コストの抑制、地方交付税措置額の増額）H26～R5の一部を掲載

（1）コストの抑制① 市町村分担金の節減（広域化による集中）

事業	効果	説明
①消防指令システム、無線等整備事業	▲ 50. 0 億円	【歳出】事業費88億円→45億円、公債費▲43億円、【歳入】県から消防へ補助金+7億円
②消防指令システム、無線等中間更新	▲ 9. 6 億円	【歳出】中間更新 非広域化17. 0億円→通信指令一体化7. 4億円、公債費▲9. 6億円
③消防車両の更新事業	▲ 29. 0 億円	【歳出】広域化前（予備車含む）から、はしご車5台、ポンプ車13台、化学車3台等の減車
▲ 88. 6 億円		

（2）コストの抑制②【毎年度】（規模の経済効果によって物品の調達や役務事業を集約して支出を抑制）

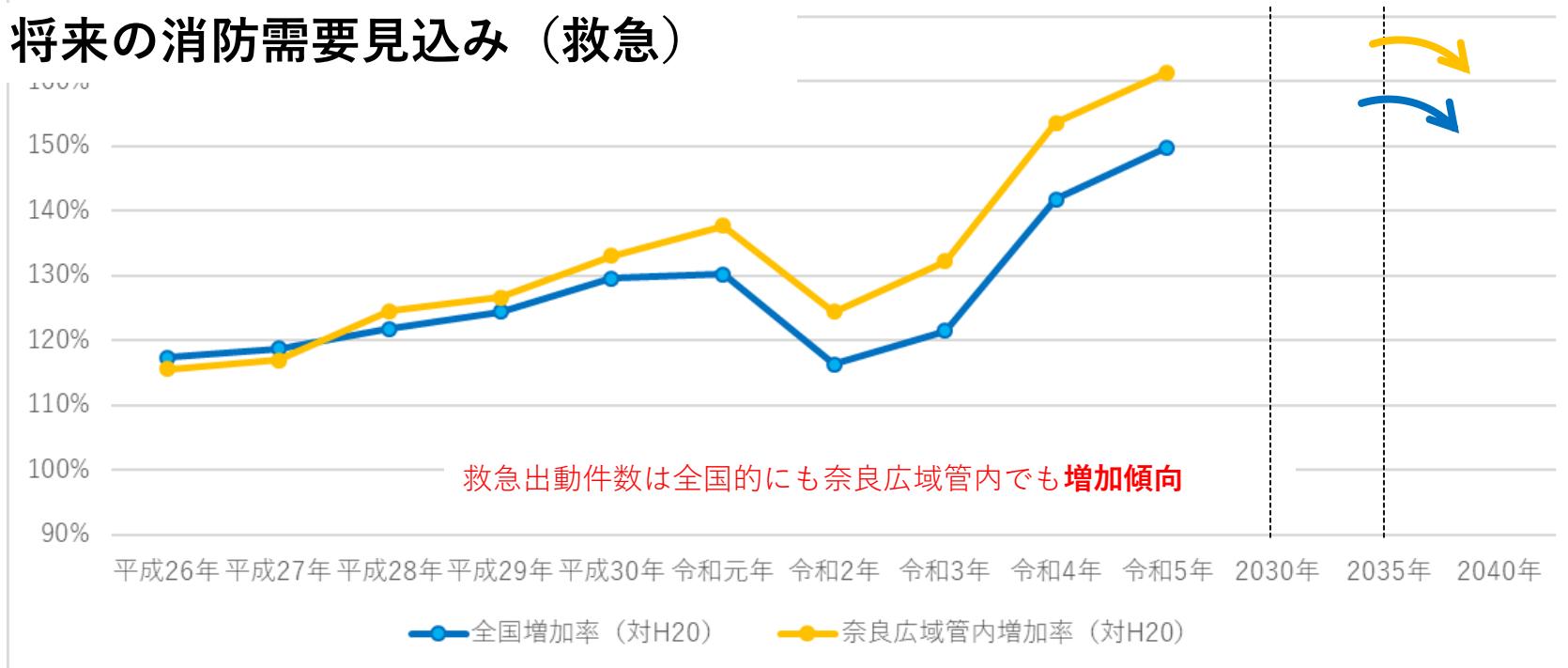
事業	効果	説明
①救急消耗品の効率的運用	▲ 6 百万円	毎年度 消防本部で在庫を一括管理して執行
②光熱水費（電気料金）	▲ 13 百万円	毎年度 一括契約による低減。その他、集約できる事業を本部で一括管理して執行
③資機材の再分配による有効活用等	資機材を一括管理して有効活用（署所間の平準化と最適な振り分け）	
④上記以外にもすべての面	契約を適正化して経費削減に努めている。	

（3）地方交付税措置額の増額（緊急防災・減災事業債 広域化メニュー適用）

事業	効果	説明
①庁舎建設事業	+ 14. 6 億円	天理消防署、桜井消防署、香芝消防署訓練塔、野迫川分署及び十津川分署
②消防車両更新事業	+ 13. 5 億円	消防ポンプ自動車20台、救急車9台等、対象の全60台について施設整備事業債等を適用した場合との比較 6. 7億円→20. 2億円（13.5億円の増）
+ 28. 1 億円		

III 広域化によって今後に得るもの（持続可能な組織体制の構築）

1. 将来の消防需要見込み（救急）



	2008年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
平成20年	5,097,094	5,984,921	6,054,815	6,209,964	6,342,147	6,605,213	6,639,767	5,933,277	6,193,581	7,229,572	7,637,967
全国の救急出動件数											
全国増加率（対H20）	100.0%	117.4%	118.8%	121.8%	124.4%	129.6%	130.3%	116.4%	121.5%	141.8%	149.8%
奈良広域管内の救急出動件数	37,577	43,432	43,938	46,773	47,596	50,002	51,723	46,750	49,674	57,703	60,635
奈良広域管内増加率（対H20）	100.0%	115.6%	116.9%	124.5%	126.7%	133.1%	137.6%	124.4%	132.2%	153.6%	161.4%

※ 全国の令和5年救急出動件数は速報値（消防庁）

- 過去最高の出動件数となった令和5年の件数を平成20年の件数と比較すると、全国では2,537,597件（49.8%）奈良広域管内では23,058件（61.4%）増加している。
- 救急出動件数は今後も増加し、全国は2035年、奈良広域管内では2030年まで増加し、その後の減少も緩やかであると見込まれる。

2. スケールメリットの実現（第2ステージ）

○消防需要の増加等(救急需要の増加、大規模広域災害の発生)を想定した、全体最適化計画として、「消防署所・消防車両・人員の配置等にかかるグランドデザイン」の策定された。（2020年11月）

	2020年	～2030年	
①消防署所の数 (消防署)	38 18	38 9	○ 消防力低下回避のため、署所の数は維持する。 ○ 消防力の強化と合理化の両面を果たすため、機構改革として9の消防署を分署化する。
(分署等)	20	29	
②日勤管理職	151	114	○ 消防署の分署化によって削減する日勤管理職の職員数を現場要員に振り替えて、職員総数を増やさずに現場力を増強する。(現場力の強化、住民サービスの向上)
③当直勤務をする職員	1,037	1,065	
④出動可能隊数 (24時間)	79	81	○ 現場要員の増強により出動可能隊数を増強する。(現場力の強化、住民サービスの向上)
⑤日勤救急隊 (新設)		3	
⑥消防車両の配置数	154	135	○ 統合型車両の導入等によって保有車両を削減する。

重要

増加する消防需要への対応と効率化（合理化）の実現

増加する消防需要に対応するため、全国的には消防職員数や救急隊を増やしている自治体が多いが、奈良県広域消防組合では大きな組織力とそれに基づく柔軟性を活かし、機構改革によって出動体制の強化（消防サービスの向上）と効率化（合理化）の両方を促進する計画としています。（広域化によるスケールメリットの第2ステージとしてR8.4から順次施行）

IV 消防の広域化によって得たもの（まとめ）

重要

1. 消防力の充実強化、消防サービスの向上

- 組織全体の総合力によって管轄 37 市町村の全域を守る体制が構築できた。
- 住民にとってメリットは非常に大きく、特段のデメリットない。

2. 財政的メリット

- 広域化していなかった場合と比較して節減効果は大きい。（地方交付税の増額含む）

3. 持続可能な体制の構築、想定される課題への対応

- 組織力が高まり、各種対応力と柔軟性が生まれた。
 - 増加する消防需要への対応
 - 庁舎等インフラの老朽化への対応
 - 大量退職期の到来と職員の確保
 - 新しい制度による休暇者への対応（人員の確保）

今年度に実施する採用試験の概況（採用予定者数と受験者の状況）

- 採用予定者数 前期試験35人、後期試験15人 合計50人
- 前期試験の志願者状況 応募者142人
- 構成市町村や近隣消防組織でも職員の確保に苦慮している状況

V 消防の広域化によって失ったもの（失う可能性のあるもの）

1. 住民及び市役所・町村役場に関するもの

- それぞれの消防本部が行っていた細かな業務に差異があったところ、全体で統一化したため実施しなくなったものもある。（内容によっては継続も可能）
- 規約上「消防団に関する事務」と「水利施設の設置、維持及び管理に関する事務」は共同処理する業務から除いているため、市役所又は町村役場職員の負担が増える。

2. 組織運営に関するもの

- 構成市町村が多いため、意思決定が単独市町村組織に比して時間を要する場合もある。

3. 職員に関するもの（負担の増加、不安感）

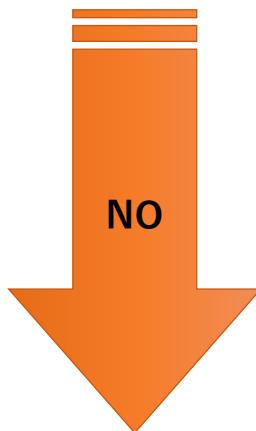
- 上級ポストの減少によるモチベーションの低下（例：高知県内消防長15人→1人等）
- 遠方通勤への不安（負担）
- 管轄面積が広くなることによる地水利の把握にかかる負担（システムで解消できている。）
- 職員相互の繋がりの希薄化（良い面に作用していることもある。）
- 処遇への不安、自分の将来像の変化に対する不安
- 人間関係への不安

※ 消防団との関係性が希薄化していることは特にない。（各消防署と団が綿密に連携）

VI 消防の広域化（の検討）が必要か否かの判断基準【徳永の私見】

(1) 現在の消防サービスと消防体制は十分に行き届いている。 (Yes or No)

- ① 現在の消防サービス及び消防体制は十分であり問題はない。
- ② 行き届いていないことや課題は特にない。
- ③ 消防需要の増加や大規模災害への対応も可能である。



(2) 将来に向けて持続可能な状態である。 (Yes or No)

- ① 人口の減少、税収の減少にも柔軟に対応することができる。
- ② 働き手不足（職員の確保）に懸念はない。 etc . . .



消防の広域化を進める（検討する）ことが望ましい。

現体制で住民サービスの水準は維持できる。

- 重要**
- 広域化の目的は「消防力の充実強化」と「持続可能な体制の構築」にある。
 - 広域化が原因で住民サービスが低下することはないと想像する。（目的を見誤らなければ）
 - 消防力が低下するとすれば、広域化が原因ではなく、コストカットとのトレードオフであろう。
 - 結果的に、集中や集約による規模の経済が働くことによって経済的なスケールメリットは発生する。

VII 参考

1. 徳永と消防広域化

(1) 広域化前の状況

組織の形態	構成市町村	管轄面積	山林割合
一部事務組合	2町2村	323.48km ²	88.4%
管轄人口	組織体制	職員数	徳永の立ち位置
約30,000人	1本部2消防署2出張所	74人	本部総務課長(47)
年間出火件数	火災への対応	年間救急出動件数	救急隊の数
約15件	職員を非常招集して対応	約1,700件	4隊(乗り換え)

- ① 財務管理面：予算の策定及び執行はかなり細かく管理していた。（構成町村の財政事情を踏まえた対応）
- ② 人事管理面：すべての職員のことを把握できていた。
 - ：日勤は消防長、次長及び2署長のみ、70人が当直勤務をして現場対応（本部課長は全署所を統括する当直長）
 - ：年休の平均取得は年間5日間程度、長期休暇者等なし
- ③ 業務管理面：独居高齢者への対応など、住民に寄り添ったきめ細やかな対応ができていた。

(2) 広域化前の消防広域化に対する見立て（当時の管轄区域のことだけを考えたもの）

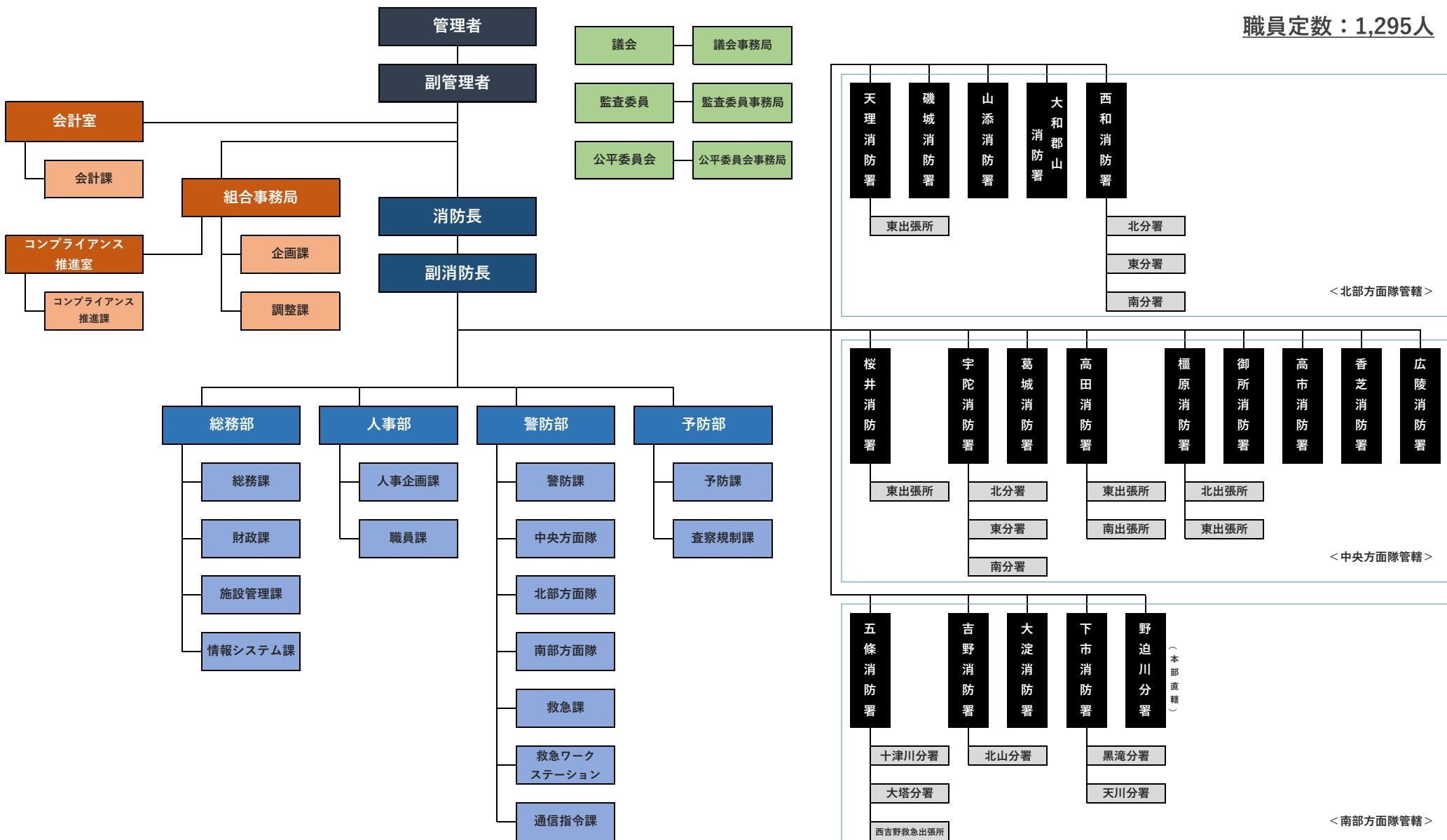
- ① 財務面：無駄の一切ない予算執行をしており、広域化による節減効果は通信関係事業の一元化によるもののみではないか。
 - ② 人事面：管理が緩くなってしまうのではないか、署の人員は削減できず、新本部に派遣する職員分が不足するのではないか。
 - ③ 業務面：執行水準が下がってしまうのではないか。
- 総じて、広域化の効果は限定的であり、失われてしまうものもあるのではないか。

(3) 今、振り返り考えてみる。（広域化されていなかったとしたら。）

- ① 物価や人件費の高騰に対応できていなかったのではないか。（何かをあきらめるしかなかったと想像）
- ② 現在、旧所属の庁舎を建て替え中であるが、それもできていなかったのではないか。（広域化で緊防債の適用）
- ③ 育児休暇制度等もあり、体制維持のためには増員せざるを得なかつたのではないか。⇒コスト増
- ④ 各役場では新規職員の採用に大変苦慮されており、消防も同じように必要な人員を確保できていなかつた可能性が高い。
- ⑤ 救急需要や山岳救助の増加に対応できていなかつたのではないか。
- ⑥ 人口減少に伴い構成町村の税収が減少し、更なる経費削減が求められた場合、ギリギリの体制であったため組織に柔軟性がなく、4署所のうちどこかを閉鎖するしか道はなかつたのではないか。⇒現場到着時間の延伸、住民サービスの低下

今、「あのままの体制では持ちこたえられていなかつた。」と想像できる。今後はさらに難しくなるのではないか。

2. 奈良県広域消防組合組織図



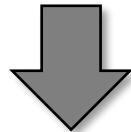
3. 区分と議会構成

区分	区分構成市町村	議員の数	議員構成市町村
第1区分	天理市 山添村 川西町 三宅町 田原本町	4人	天理市 山添村 川西町 三宅町 田原本町
第2区分	桜井市 宇陀市 曽爾村 御杖村	1人	桜井市
		2人	宇陀市 曽爾村 御杖村
第3区分	五條市 野迫川村 十津川村	2人	五條市 野迫川村 十津川村
第4区分	大和郡山市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 上牧町 王寺町 河合町	1人	大和郡山市
		4人	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 上牧町 王寺町 河合町
第5区分	香芝市 葛城市 広陵町	1人	葛城市
		2人	香芝市 広陵町
第6区分	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村	3人	吉野町 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村
		2人	大淀町 下市町 黒滝村 天川村
第7区分	大和高田市 檻原市 御所市 高取町 明日香村	4人	大和高田市 檻原市 御所市 高取町 明日香村

4. 管理者・副管理者

R 7.4.1～（任期2年）

管理者	権原市長	亀田 忠彦
副管理者	代表副管理者	王寺町長
	総務担当	桜井市長
	運営担当	天理市長
		下市町長
	企画担当	香芝市長
		五條市長



正副管理者会議
重要事項等の意思決定機関

5. 企画調整会議

企画調整会議

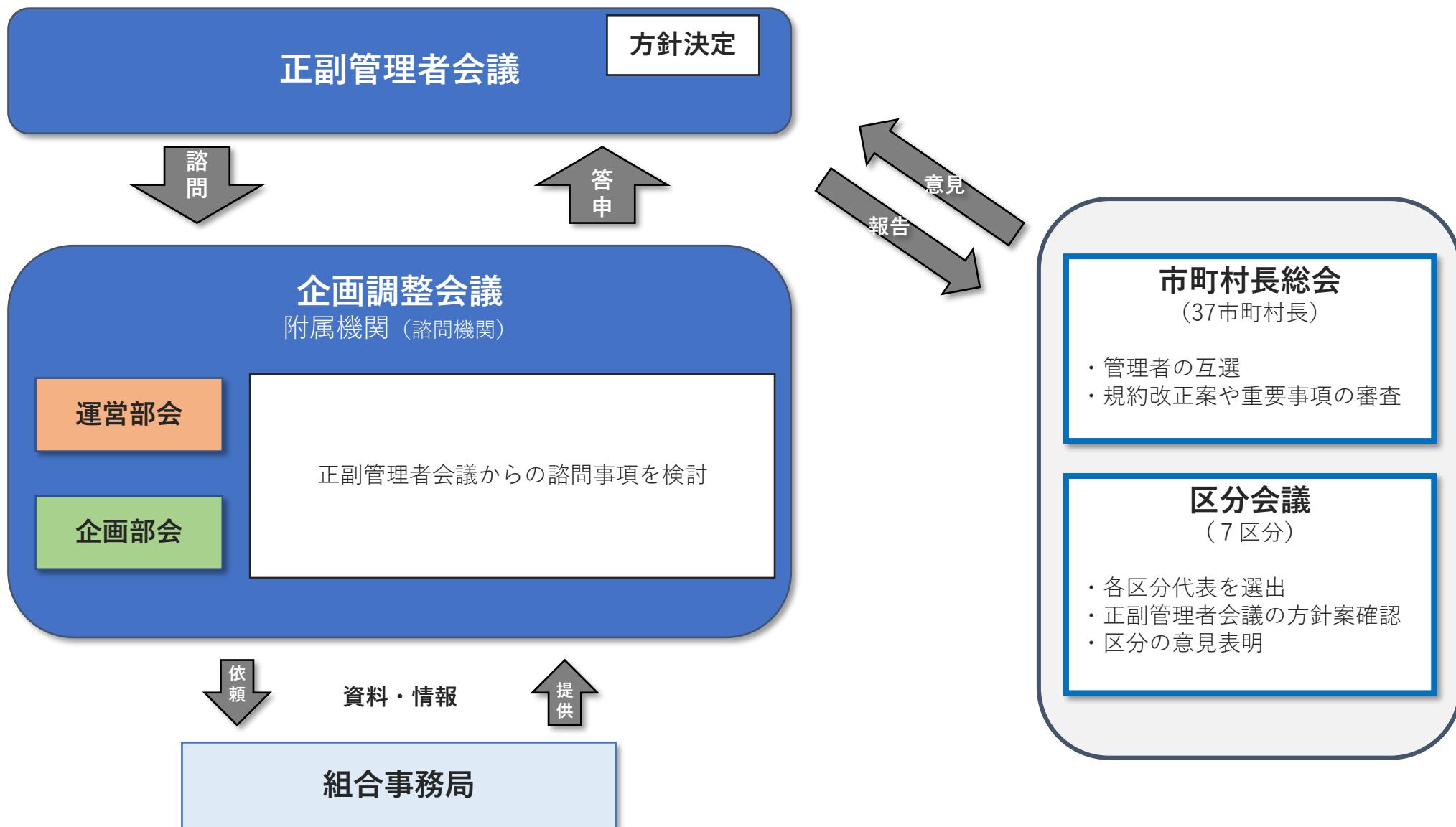
附属機関（諮問機関）

R 7.4.1現在

運営部会	担当副管理者	天理市長	並河 健
	下市町長	仲嶋 久雄	
	市町村長	宇陀市長	金剛 一智
		十津川村長	玉置 広之
		大和郡山市長	上田 清
	専門委員	消防本部職員（案件毎に充てる）	
企画部会	担当副管理者	香芝市長	三橋 和史
	五條市長	平岡 清司	
	市町村長	山添村長	野村 栄作
		天川村長	車谷 重高
		大和高田市長	堀内 大造
	専門委員	消防本部職員（案件毎に充てる）	

※区分順に記載

6. 意思決定スキーム



VIII 消防広域化達成のカギ【徳永の私見】（一部を再掲）

一つ 消防広域化における最大の目的は、「消防力の充実強化」と「将来に向けた持続可能な体制の構築」であることを共通の認識とすること。

一つ 経費の削減効果は、スケールメリットの一部として副次的に得られるものと捉え、「経費削減を広域化の最優先事項としない」ことを共通の認識とすること。

※財政効果にとらわれ過ぎると制度設計や広域化自体の議論にブレーキがかかるおそれがあるため。

この2点の認識が、良い広域化を実現させるためには必要と考えます。

む す び

消防の広域化は、設立時に100点満点、100%の状態でなくても良いのではないかと考えます。

時間の経過とともに組織は成熟し、新たなスケールメリットも生まれるものと推測します。

大切なことは、住民サービスの向上と持続可能な消防体制構築のために広域化を成し遂げることであると考えますので、関係皆様の議論が前向きなものでありますことをご期待するとともに、心から応援しております。

令和7年7月8日

奈良県広域消防組合 消防長 徳永達也



高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第2回財務部会
(質疑回答)

令和7年8月7日

奈良県広域消防組合 消防長 德永達也

記

1	<p>【質問】</p> <p>○ 旧所属・消防本部から別の地域への異動について、職員は不安に思っていたと思いますが、どう対応されたでしょうか？</p>
【広域異動への対応】	
<p>① 当然に多くの職員が不安を抱えていたと思います。</p> <p>② それは、「今までと違う所属、知らない土地で勤務をしなければならない。」といった要素と、「知らない人と一緒に働くなければならない。」といった要素が入り混じった状態がありました。</p> <p>③ 消防職員は、24時間の拘束時間中の生活面においても同じメンバーで過ごすため、他業種と比べて職員相互の繋がりが強く不安が生じるものです。</p> <p>④ 当組合では、広域化2年目から旧消防本部を跨いだ人事異動を行いました。当初は職員の反発もありましたが、対象職員にはヒヤリングをこまめに行い、必要なサポートをすることで全体に受け入れられるところとなり、組織の一体感も醸成されていったと認識しています。新規採用職員は、広域化前の組織など関係なく全域に配属しています。</p> <p>⑤ 現在の人事異動は、希望調書の内容も考慮しながら配置や入校等を決定しています。</p> <p>⑥ 地水利の不案内解消のため、車両動態管理システムを導入して対応しています。このシステムにより事案に応じた車両を直近選別しています。</p> <p>⑦ 広域化から11年が経過し、職員1,265人のうち30%を超える403人が広域化以降の採用職員となっています。(令和7年4月1日現在、再任用短時間職員を除く。)</p>	
【メリット】	
<p>⑧ 広域化により、高度な専門知識や技術を持つ職員を育成するための研修機会が増加し、専門性の高い分野に特化した職員を配置することで、より質の高い消防サービスの提供が可能となりました。</p> <p>⑨ 消防職員は、「人を助ける」という強い気持ちを持った者が多く、自らが活躍できる場を得たいとも考えており、広域化によって活躍の場が増え（次項に続く）</p>	

たこともあり、やりがいと誇りを持って職務に向き合ってくれています。
(すべての職員とまでは言えません。)

- ⑩ また違った側面の効果として、広域化前組織では上司や先輩とソリが合わない場合やハラスメントを受けた場合など、職場内に逃げ場のない環境でありましたが、広域化によって所属所が増えたこともあります、配置替えによって心機一転、新たな職場で活躍できている職員もおります。

【課題】

- ⑪ 人事配置や入校等に際して、すべての職員の希望を反映させることは事実上困難で、すべてを反映させると必要な人員を配置できなくなる所属が出る可能性があります。
- ⑫ 通勤時間も一定の配慮をする必要があるとは思いますが、前述のとおり通勤時間に関係なく自らが活躍できる場を囁きする職員も存在しています。
- ⑬ 私が若かった頃、「市町村の職員は地域愛に基づいて地域のことに深く精通する必要があるから、当該市町村で生まれ育った者であることが望ましい。」と言われてきましたが、現代社会においてそれは困難な状況であり、当組合も県外から通勤している職員もいることから、消防業務を滞りなく遂行できるような制度設計とシステム化を推進しています。

【まとめ】

- ⑭ 消防の広域化は、地域で暮らす人々にとってメリットが大きいことは間違いないありませんが、一方で既存の消防職員にとっては負担が増すことも否定のできない事実です。
- ⑮ 現在の消防職員にとっては、体力以上に精神面での負担が大きくなっています。人々の人生に関わる業務であることを認識しているからこそ、失敗の許されない厳しい状況の中でも必死に活動を続けることができるのですが、そのためには想像以上の頑張りと我慢と自己犠牲の精神が必要になります。
- ⑯ 「頑張ること」、「我慢すること」が当たり前ではなくなった現代社会において、消防職員のモチベーションを向上させる取り組みも極めて大きな消防力強化策であると考えます。
- ⑰ すべての職員が何かしらのメリットを享受できて、士気を高めることのできる体制の構築が望まれます。
- ⑱ 複数の組織を統合する際には、組織文化や運営方法の違いによる摩擦が生じる可能性がありますので、円滑な消防広域化を実現するためには、関係者間の十分なコミュニケーションと前向きな考えに基づいた調整が重要であると考えます。

<p>2</p> <p>【質問】</p> <p>○ 業務内容について、広域化前と比べどういったものが軽減され、どのようなものが新しく増えたのかご教示ください。</p>	<p>【軽減されたもの】</p> <p>① 限られた資源を有効活用するため、組織運営の効率化は喫緊の課題でありました。広域化によって消防力や資機材の共同運用、職員の研修体制の強化などが可能となり、効率的な消防運営を実現できています。</p> <p>② 負担軽減のためシステム化を推進しています。人事給与、財務会計、消防統計、文書管理、人事評価及び電子決裁システムを導入し、事務負担の軽減を図っております。</p> <p>③ 入札などの契約事務や庁舎建設や修繕にかかる業務など、専門性が高く署で行うには負担の大きいものは、本部で集約して精度の高い業務を執行しています。</p> <p>【負担が増えたもの】</p> <p>④ 構成市町村との関係性を確保するために、組合内に消防本部とは別に組合事務局を設置し、市町村長が出席する会議の設定や市町村との連絡調整、議会運営等を行っています。</p> <p>⑤ 職員個々の目線で考えますと、広域化前は単独市に所属していた職員は議会、会計、人事及び消防財政等の経験を持つ職員が少なく、担当部署に配属された職員は新たな知識を得るために自己学習が必要となります。</p> <p>⑥ 広域化によって増えたものではなく、時代の変化に応じた対応は増えてきています。例えば人事評価制度や文書管理などです。</p> <p>【その他】</p> <p>⑦ 消火、救助、救急といった業務に大きな変化はありませんが、執行水準の向上と署所間における平準化のためにマニュアル化を推進しました。広域化前と実施手順が異なるケースも生じていましたが特に問題は発生していませんし、広域化によるスケールメリットによって、この分野で住民皆様には大きなメリットを提供できていると自負しています。</p> <p>⑧ 予防業務では、あまりに地域に近すぎて（地縁）適切な指導ができていなかったケースもありましたが、広域化後は効果的な違反是正指導ができています。</p> <p>⑨ 広域化によって、各地域の特性に合わせたきめ細やかなサービスの提供が難しくなる可能性もありますが、決してできない訳ではありませんから地域住民のニーズを的確に捉え、地域の実情に即した消防サービスを提供するための工夫が必要であると考えます。</p>
--	--

3	<p>【質問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害・多様化する災害への対応能力の向上はどのように評価していますか。 <p>【現場対応能力向上に対する評価】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 広域化によって複数の消防本部が統合され、大規模災害発生時にも迅速かつ効果的な対応が可能となりました。資機材や人員を柔軟に配置することで、被災地のニーズに合わせた効率的な消防活動を展開することができています。 ② 24時間365日、即時即応で出動できる隊の数が増えたことが広域化最大のスケールメリットであり、住民サービスの向上に繋がっています。 ③ 日常業務の範囲を超える火災や複数救急及び大規模自然災害など、119番を受報して通信指令センターからボタン一つで多数の隊に出動指令を発することができる安心感は心強い限りです。 ④ 広域化前の消防本部では消防力の小さな組織も多く、大規模災害への備えはお世辞にも十分と言える体制ではありませんでした。 ⑤ 私が所属していた組織も職員数は70人強であり、平常時の救急事案には対応できておりましたが、火災が発生すると職員に非常招集をかけて対応していました。 ⑥ また、台風が接近した際の非常警備体制では、非常招集による時間外勤務（手当支給）で対応しておりましたが、現在は非常招集をかけることは稀であり、全体として時間外勤務（手当）は大幅に減少しています。 ⑦ さらに、奈良県東縁断層帯地震、南海トラフ巨大地震等に対応するため、警防計画や震災警防計画によって大規模災害の対応策を策定していますが、広域化前であれば難しかったように思います。 ⑧ 高度な車両（支援車、重機、津波風水害対策車、ハイスペックドローン、水陸両用バギー）や資機材（NBC災害対応資機材、映像伝送装置、建物崩壊・土砂センサー）を有し対応能力を高めができていることも広域化による効果の一つです。 ⑨ ただし、大規模広域災害発生時には常備消防だけでは対応できないため、日頃から消防団や各地域との連携も大切にしています。
---	--

4	<p>【質問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現時点でき明らかなった運用上の課題や今後対応していくべき課題はありますか。 <p>【現時点でき明らかなった課題】</p> <p>① 広域化前には消防需要の変化、特に救急需要がこれほどまでに増加することは想定できておりませんでしたから、人員を削減するような計画になっておりました。本来であれば消防職員を増員して体制の強化が必要になっていたところでした。維持する消防サービス（消防力）とコストとのバランスは、現時点においても将来に向けて大きな課題であると認識しています。</p> <p>② 少子高齢化の進行は、消防サービスを必要とする高齢者の増加と、担い手となる若年層の減少という二重の課題をもたらしています。人材確保の観点から、働き手の不足や公務員離れ等から職員数の確保にこれほど苦慮することは想定できませんでした。令和12年度から職員の大量退職期が到来しますが今後は更に難しくなる可能性があります。（最大で1年に60人程度の定年到達）人材の確保は、現時点においても将来に向けて大きな課題であると認識しています。</p> <p>③ 消防車両や資機材に関して、広域化前各消防本部が保有しておりました消防車両の仕様や空気呼吸器をはじめとする各種資機材に差異がありましたので、人事異動によって取り扱いが異なり習熟訓練が必要なこともあります。現在は統一した仕様で一括購入していますので、どの署でも同じ取り扱い、同じ水準の業務を遂行できるように取り組んでいます。</p> <p>【今後に対応すべき課題】</p> <p>④ 消防指令システム等の更新や老朽化した消防庁舎の建て替え等に関して、工事費が高騰しており想定以上に負担は増しています。しかしこれは、広域化していなかった場合でも同様の問題が生じていたところです。</p> <p>⑤ 体制の変化は充実強化ばかりではなく、人口減少が進み救急需要がピークアウトした時の対応、具体的には組織規模の縮小も今後の課題になると想定しますが、これは広域化していなかった場合には更にもっと深刻であったと思慮しますし、人口減少による財源不足とそれにかかる体制の変化は全国の消防本部が例外なく避けては通れない道であると思われます。今後も社会情勢の変化に応じた体制の立て直しは求められるものと想定しています。</p>
---	---

5	<p>【質問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ シミュレーションし広域化になったと思いますが、シミュレーション時と今の大きな違いは出ているのでしょうか？違いがあったならば、どういったものかご教示ください。 <p>【広域化前のシミュレーションと現在との相違】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 広域前の検討では、間接部門を集約して全体の職員数を減らし、コストを削減するような計画でありましたが、その計画には消防需要の変化、救急需要の高まり等は全く勘案されていませんでした。 ② 一方、現実的には救急需要の大幅な増加、奈良県東縁断層帯地震、南海トラフ巨大地震等の発生懸念から、現状では消防力を削減すべきではなく、救急需要がピークアウトするまでは消防力を低下させるべきではないとの意見によって、需要に応じた消防体制のあり方を示した「消防署所・消防車両・人員の配置等に係るグランドデザイン」が策定されました。 ③ また、財政負担に係るシミュレーションの違いとして、当時はデフレ化での計画策定であり、インフレ率の考慮は全くなされておりませんでしたので、昨今の物価及び人件費の上昇に伴って市町村分担金を抑制するには至っておりません。しかしこれも、全国的な問題であって広域化が原因ではなく、広域化していなかった場合には更に深刻さが増していたものと想像いたします。 ④ 消防の広域化は、経費削減が主目的ではなく、あくまでも消防力の充実強化と持続可能な組織形成であると考えます。
---	--

6

【質問】

- 各署所における人員配置についてお伺いします。日勤体制における管理職（署長・副署長など）の人数と、日勤課員の人数をそれぞれご教示ください。また、隔日勤務の職員が日勤帯における事務業務を兼務しているケースがあるかについても、あわせてお伺いします。さらに、署所に配置されている4つの課について、係長の配置状況はどのようにになっているのか、課ごとに教えていただけますか。

【グランドデザインによる体制の計画】

- ① 消防署に配置する職員は、消防署長と副署長を除き全員が課（係）に配属されています。現場出動する当直勤務員も事務分野の担当を受け持っています。（例：救急隊員である救急救命士が総務課配属、高度救助隊の隊員が予防課配属等）
- ② 高度救助隊等の一部職員を除く、多くの職員が兼任乗り換えにより活動しています。
- ③ 消防署の職員配置計画は次のとおりです。（基本兼任乗り換え隊です）
- ④ A消防署（4隊出動の署）
 - 配置車両：指揮車1、ポンプ車1、タンク車1（一部は化学車）、救助工作車1、大型はしご車1、救急車2
 - 上記の配置車両に応じた消火隊2、救助隊1隊、はしご隊1隊、救急隊2隊のうち、先行事案に対して4隊を出動させる消防署であり、署指揮隊は平日の日勤時間帯のみ日勤管理職によって運用する消防署
 - 残り2台は、車両はあれど職員が残っておらず出動できません。

・日勤管理職	7	消防署長、副署長、総務課長、警防課長、救急課長、予防課長、総務課長補佐
・日勤事務担当	5	（非管理職）係長2、主任以下3
・当直管理職	6	毎日2人×3部=6
・当直非管理職	51	毎日17人×3部=51人、係長8、主任以下43
・配置総数	69	

（次項に続く）

⑤ B消防署（3隊出動+日勤救急隊を配置する署）

- 配置車両：指揮車1、ポンプ車1、タンク車1（一部は化学車）、救助工作車1、救急車3
- 上記の配置車両に応じた消火隊2隊、救助隊1隊、救急隊2隊のうち、先行事案に対して3隊を出動させる消防署であり、署指揮隊及び日勤救急隊は平日の日勤時間帯のみ運用する消防署

・日勤管理職	7	消防署長、副署長、総務課長、警防課長、救急課長、予防課長、総務課長補佐
・日勤事務担当	5	（非管理職）係長2、主任以下3
・日勤救急隊	4	係長1、主任以下3
・当直管理職	6	毎日2人×3部=6
・当直非管理職	36	毎日12人×3部=36人、係長8、主任以下28
・配置総数	58	

⑥ C分署（2隊出動の分署）

- 配置車両：ポンプ車1、救急車2
- 消火隊1隊、救急隊2隊のうち先行事案に対して2隊を出動させる分署

・日勤管理職	1	分署長
・日勤事務担当	0	（非管理職）
・当直管理職	3	毎日1人×3部=3
・当直非管理職	21	毎日7人×3部=21人、係長3、主任以下18
・配置総数	25	

⑦ D分署（1隊出動の分署）

- 配置車両：ポンプ車1、救急車1
- 消火隊1隊、救急隊1隊のうち先行事案に対してどちらか1隊のみを出動させる分署

・日勤管理職	0	
・日勤事務担当	0	（非管理職）
・当直管理職	0	
・当直非管理職	12	毎日4人×3部=12人、係長3、主任以下9
・配置総数	12	

7	【質問】 ○消防本部の職員体制についてお伺いします。管理職(課長以上)とその他の職員(一般職員や技術職等)の人数構成を教えていただけますか。日勤救急隊を3隊新設していますが、1隊につき総勢何名で運用しているか教えてください。					
	【現体制】 ① 日勤救急隊の要員は4人配置を基本としていますが、現在は3人しか配置できておりません、署内で人員を調整して運用しています。 ② 消防本部の職員配置状況は次のとおりです。(令和7年4月1日付180人) ※再任用職員を除く					
所属	部長 副 部 長	課	課長 主幹	補佐 以下	総数	
正副消防長	—	—			2	
総務部	2	○ 総務課	2	5		
		○ 財政課	1	5	26	
		○ 施設管理課	2	6		
		○ 情報システム課	1	2		
		※施設管理課は上記の内に3人の技術職員(県OB)を含む				
人事部	2	○ 人事企画課	2	6		
		○ 職員課	1	6	32	
		○ 県派遣	1	11		
		○ 消防庁派遣	0	1		
		○ 救急振興財団	0	1		
		○ 市町村派遣	0	1		
警防部	4	○ 警防課	0(事取)	8		
		○ 救急課	1	6	87	
		○ 救急ワークステーション	1	7		
		○ 中央方面隊	1	8		
		○ 北部方面隊	1	8		
		○ 南部方面隊	1	8		
		○ 通信指令課	4	29		
予防部	2	○ 予防課	2	4		
		○ 査察規制課	2	6	16	
組合事務局	4	○ 企画課・調整課	3	3		
		○ コンパライアンス推進室	事取	3	17	
		○ 議会事務局	兼務	兼務		
		○ 監査事務局	兼務	兼務		
		○ 公平委員会事務局	兼務	兼務		
		○ 会計室	1	3		
		※組合事務局17人の内に県からの派遣職員2人を含む				

8	<p>【質問】</p> <p>○方面隊の配置についてお伺いします。方面隊は消防本部内に設置されていますか。また、その場合の総人数についてもご教示ください。</p>
【現体制】	<p>① 方面隊は本部の警防部に所属し、全体の総括及び緊急消防援助隊関係業務を総括する職員として警防部に日勤の方面総括隊長（1人）を置いています。（副部長クラス、消防監）</p> <p>② 中央方面隊は消防本部庁舎に位置し、毎日3人が当直し3部制で計9人を配置しており、隊長は主幹クラス、消防司令長としています。</p> <p>③ 北部方面隊は大和郡山消防署内に併設、南部方面隊は五條消防署内に併設し、当直人員及び隊長は中央方面隊と同じです。</p> <p>④ 合計、方面隊の所属職員は28人です。（日勤1、当直27）</p>
9	<p>【質問】</p> <p>○事務処理要領やOAシステムの統合はどのようにおこなったのでしょうか。</p>
【これまでの取り組み】	<p>① 広域化後に、消防統計システム、財務会計システム、人事給与システム、文書管理システム、人事評価システム及び電子決裁システムを導入しています。</p> <p>② 広域化前のデータを移行させる必要があるもの（人事関係等）については、入札時にデータを引き継ぐことができる仕様であることを明記し、CSVによってデータを取り込みました。</p>
10	<p>【質問】</p> <p>○広域化による経費削減効果（消防車両の一括購入や無線デジタル化等）について具体的な数値などはありますか。</p>
【これまでの取り組み】	<p>① 平成28年4月から一元化しました高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線整備事業に関しましては、旧の11消防本部がそれぞれに整備した場合には88億円と試算されておりましたが、一元化によって事業費が約45億円に圧縮されています。</p> <p>② 庁舎整備、車両の調達に関しましては、緊急防災・減災事業債のうち広域化メニューの適用を受けることができたため、広域化せずに施設整備事業債や防災対策事業債を使った場合と比べて、10年間で約28億円もの地方交付税が増額されています。</p> <p>③ その他、物品の調達や役務の委託事業に関しましては、物価高によって価格が上昇しており、「まとめて買ったためにこれだけ節約できた。」といったことが見えにくくなっている状況です。</p>